



ALLIANCEBERNSTEIN®

2026 年9月 17 日
投資信託説明書
(請求目論見書)

アライアンス・バーンスタイン・ 世界(除く米国)優良株投信 (年2回決算型) (毎月決算・予想分配金提示型)

愛称: インターナショナル・プレミア

追加型投信／内外／株式

1. 本書により行う「アライアンス・バーンスタイン・世界(除く米国)優良株投信(年2回決算型)」および「アライアンス・バーンスタイン・世界(除く米国)優良株投信(毎月決算・予想分配金提示型)」(以下「当ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2026年1月13日に関東財務局長に提出しており、2026年1月29日にその届出の効力が生じております。
2. 当ファンドは、主としてアライアンス・バーンスタイン・世界(除く米国)優良株マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国を除く先進国の株式を投資対象としますので、金融商品等の値動き、為替変動による影響を受けます。したがって、当ファンドの受益権の価額(基準価額)も変動し、投資元本を割り込むことがあります。
3. 当ファンドが投資した資産の価値の減少を含むリスクは、当ファンドをご購入のお客様に帰属します。したがって、元金および利回りのいずれも保証されているものではありません。
4. 当ファンドは、預貯金や保険契約にはあたりませんので、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う投資信託は投資者保護基金の対象でもありません。

アライアンス・バーンスタイン株式会社

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

発行者名	アライアンス・バーンスタイン株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 阪口 和子
本店の所在の場所	東京都千代田区内幸町二丁目1番6号 日比谷パークフロント
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

目 次

第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	4
第1【ファンドの状況】	4
第2【管理及び運営】	37
第3【ファンドの経理状況】	44
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	68
第三部【委託会社等の情報】	70
第1【委託会社等の概況】	70
約款	90

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

アライアンス・バーンスタイン・世界（除く米国）優良株投信（年2回決算型）

アライアンス・バーンスタイン・世界（除く米国）優良株投信（毎月決算・予想分配金提示型）

以下、上記ファンドを総称して、またはそれぞれを「当ファンド」という場合があります。また、アライアンス・バーンスタイン・世界（除く米国）優良株投信（年2回決算型）を「年2回決算型」、アライアンス・バーンスタイン・世界（除く米国）優良株投信（毎月決算・予想分配金提示型）を「毎月決算・予想分配金提示型」という場合があります。また、愛称として「インターナショナル・プレミア」という名称を使用することがあります。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型、委託者指図型）の受益権です。

当初の信託元本は、1口当たり1円です。

当ファンドは、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアライアンス・バーンスタイン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

- ① 当初自己設定
各ファンドにつき、8,000万円とします。
- ② 継続申込期間
各ファンドにつき、1兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

- ① 当初自己設定
各ファンドにつき、1口当たり1円とします。
- ② 継続申込期間
取得申込みを受付けた日（以下、「取得申込受付日」といいます。）の翌営業日の基準価額*とします。

*基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除した金額で、1万口当たりの価額で表示します。

基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」（アライアンスの欄）に、「年2回決算型」は「世界優良年2」、「毎月決算・予想分配金提示型」は「世界優良毎月」の略称で掲載されます。

基準価額は日々変動しますので、販売会社または以下の委託会社の照会先までお問い合わせください。

＜照会先＞アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号： 03-5962-9687 （受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス： <https://www.alliancebernstein.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

申込価額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初自己設定時は1口当たり1円））と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（3.3%（税抜3.0%）を上限とします。）を乗じて得た額とします。販売会社が定める申込手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

販売会社によっては、（年2回決算型）と（毎月決算・予想分配金提示型）の間でスイッチング（乗換え）が可能な場合があります。スイッチングに関する詳細は、販売会社にお問い合わせください。

（販売会社については、上記(4)に記載の照会先にお問い合わせください。）

(6) 【申込単位】

販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（販売会社については、上記(4)に記載の照会先にお問い合わせください。）

(7) 【申込期間】

① 当初自己設定

2026年1月29日とします。

② 継続申込期間

2026年1月30日から2027年3月18日までとします。

なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新する予定です。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所（販売会社）については、上記(4)に記載の照会先にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

① 当初自己設定

取得申込者は、申込代金を取得申込みした販売会社に支払うものとします。

当初自己設定に係る発行価額の総額は、設定日(2026年1月30日)に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンドの口座に払込まれます。

② 継続申込期間

取得申込者は、申込代金を取得申込みした販売会社に支払うものとします。

払込期日は販売会社が独自に定めますので、販売会社にお問い合わせください。

（販売会社については、上記(4)に記載の照会先にお問い合わせください。）

継続申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンドの口座に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

払込取扱場所は販売会社とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（販売会社については、上記(4)に記載の照会先にお問い合わせください。）

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は以下のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われます。

当ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

当ファンドは、「アライアンス・バーンスタイン・世界（除く米国）優良株マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、主として米国を除く先進国の株式に投資することにより、信託財産の成長を目指して積極的な運用を行います。

② 信託金の限度額

「年2回決算型」および「毎月決算・予想分配金提示型」の合計で1兆円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

③ ファンドの分類

当ファンドの商品分類および属性区分は次のとおりです（該当区分を網掛け表示しています。）。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 追加型	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合

※商品分類表の各項目の定義について

・単位型・追加型の区分…追加型

一度設定された投資信託であってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用される投資信託をいいます。

・投資対象地域による区分…内外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内および海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資対象資産による区分…株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■ 属性区分表

「年2回決算型」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本含む)	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
不動産投信 その他資産 (投資信託証券(株式 一般))	日々 その他 ()			
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

「毎月決算・予想分配金提示型」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本含む)	ファミリー ファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
不動産投信 その他資産 (投資信託証券(株式 一般))	日々 その他 ()			
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

※属性区分表の各項目の定義について

- ・投資対象資産による属性区分…その他資産（投資信託証券（株式 一般））

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に株式（一般）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。株式（一般）とは、属性区分において大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

当ファンドはマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に株式へ投資しています。このため、商品分類表の投資対象資産（収益の源泉）は株式に、属性区分表の投資対象資産は「その他資産（投資信託証券（株式 一般））」に分類されます。

- ・決算頻度による属性区分

「年2回決算型」：年2回

目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

「毎月決算・予想分配金提示型」：年12回決算（毎月）

目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

- ・投資対象地域による属性区分…グローバル（日本含む）
目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
 - ・投資形態による属性区分…ファミリー・ファンド
目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
 - ・為替ヘッジによる属性区分…為替ヘッジなし
目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
※為替ヘッジによる属性区分は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
- ※当ファンドが該当するもの以外の定義の詳細につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（<https://www.imaj.or.jp/>）をご覧ください。

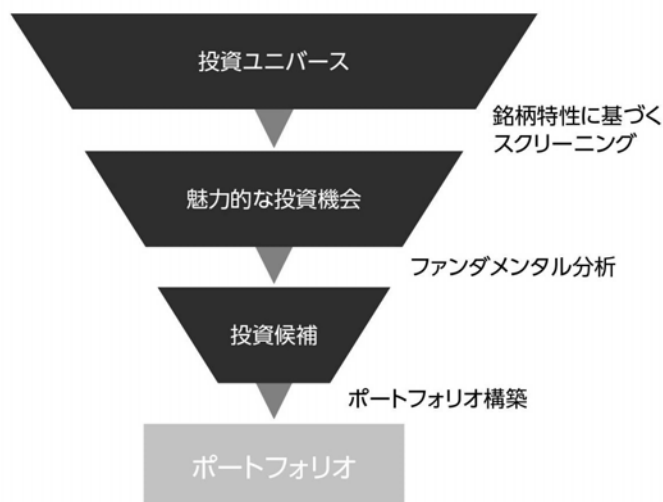
④ ファンドの特色

1 主として、米国を除く先進国(日本を含みます。)の金融商品取引所に上場されている株式に投資することにより、長期的な信託財産の成長を目指します。

*運用者が適切と判断する場合には、米国および新興国上場の株式に投資する場合があります。

2 ボトムアップによる綿密なリサーチに基づき、長期的な収益力を期待できる一方で、固有の要因により株価が割安と判断される優良企業の株式を発掘し、分散投資を行います。

運用のプロセス



- 大型株から小型株まで幅広い規模の企業を投資対象とし、ファンダメンタル分析に基づくボトムアップの銘柄選択の結果、大型優良株を中心にポートフォリオを構築します。
- 主に銘柄特性に基づきスクリーニングされた銘柄について、アナリストによる綿密なファンダメンタル・リサーチに基づき、運用チームは投資候補を絞り込みます。ファンダメンタル・リサーチにおいては、財務分析だけでなく、ESG（環境、社会、ガバナンス）など非財務分析も考慮に入れ、多面的な企業分析により“優良企業”を選別します。
- 運用チームは、最終的にファンダメンタル分析の確信度やリスク特性などを考慮し、有望と判断される銘柄を選定します。

※上記の内容は、今後変更することがあります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

3 マザーファンドの運用は、アライアンス・バーンスタインのグループ会社に委託します。

■ 運用指図に関する権限委託:株式等の運用

※国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。

■ 委託先(投資顧問会社):アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

アライアンス・バーンスタイン・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド

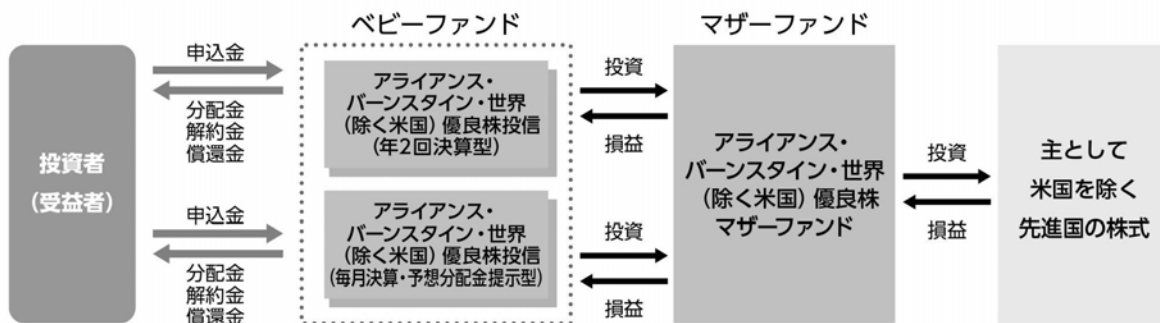
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

4 実質的な組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

5 ファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、受益者の資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用はマザーファンドにて行うという仕組みです。

ファンドの仕組み



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

6 分配方針の異なる2つのコースがあります。

(年2回決算型)

年2回決算を行い、毎計算期末に、分配方針に基づいて分配を行います。

[分配方針]

- 原則として、毎決算時(毎年6月20日および12月20日。休業日の場合は翌営業日)に以下の方針に基づき分配します。
 - 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
 - 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、将来の収益分配金の支払いおよび金額について保証するものではなく、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないこともあります。

(毎月決算・予想分配金提示型)

年12回決算を行い、毎計算期末の前営業日の基準価額に応じた分配を目指します。

[分配方針]

- 原則として、毎決算時(毎月20日。休業日の場合は翌営業日)に以下の方針に基づき分配します。
 - 計算期末の前営業日の基準価額に応じて、以下の金額の分配を目指します。

毎計算期末の前営業日の基準価額	分配金額(1万口当たり、税引前)
11,000円未満	基準価額の水準等を勘案して決定
11,000円以上12,000円未満	100円
12,000円以上13,000円未満	150円
13,000円以上14,000円未満	200円
14,000円以上15,000円未満	250円
15,000円以上	300円

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、将来の収益分配金の支払いおよび金額について保証するものではなく、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないこともあります。

※毎計算期末の前営業日から当該計算期末までに基準価額が急激に変動した場合等、基準価額水準や市場動向等によっては、委託会社の判断で上記とは異なる分配金額となる場合や分配金が支払われない場合があります。

※基準価額に応じて、分配金額は変動します。基準価額が上記の一定水準に一度でも到達すれば、その水準に応じた分配を継続するというものではありません。

※分配金を支払うことにより基準価額は下落します。このため、基準価額に影響を与え、次期以降の分配金額は変動する場合があります。また、あらかじめ一定の分配金額を保証するものではありません。

※販売会社によっては(年2回決算型)または(毎月決算・予想分配金提示型)のいずれか一方のみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

主な投資制限

- 株式への投資割合 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

<収益分配金に関する留意事項>

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が
支払われるイメージ

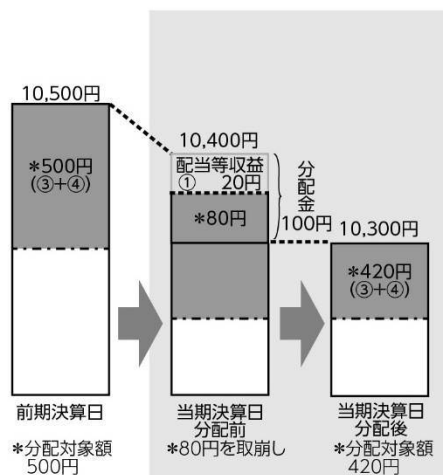
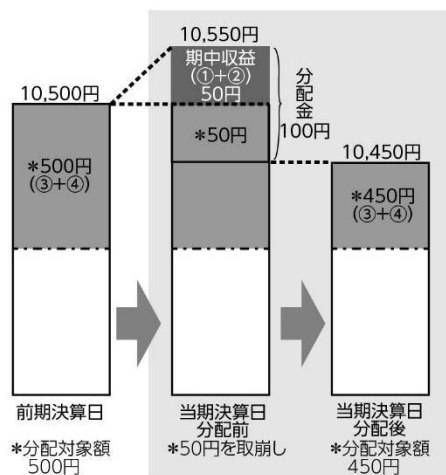


■分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)

(前期決算日から基準価額が下落した場合)



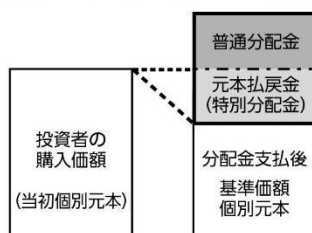
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ(特別分配金)減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

(2) 【ファンドの沿革】

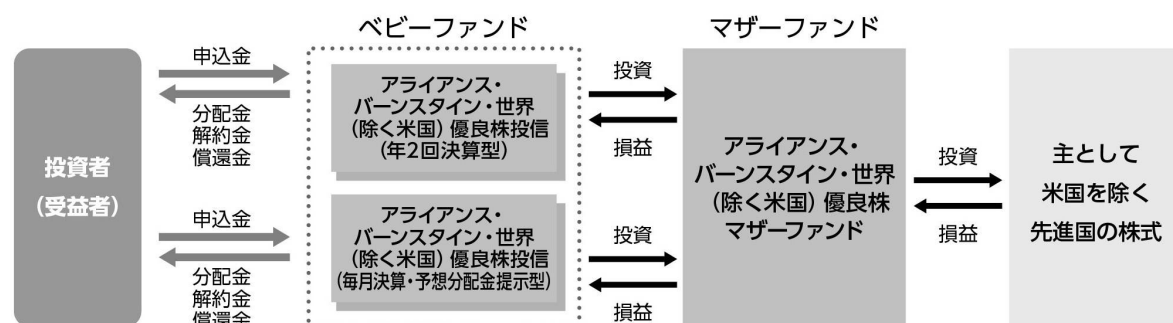
2026年1月30日 信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始。

(3) 【ファンドの仕組み】

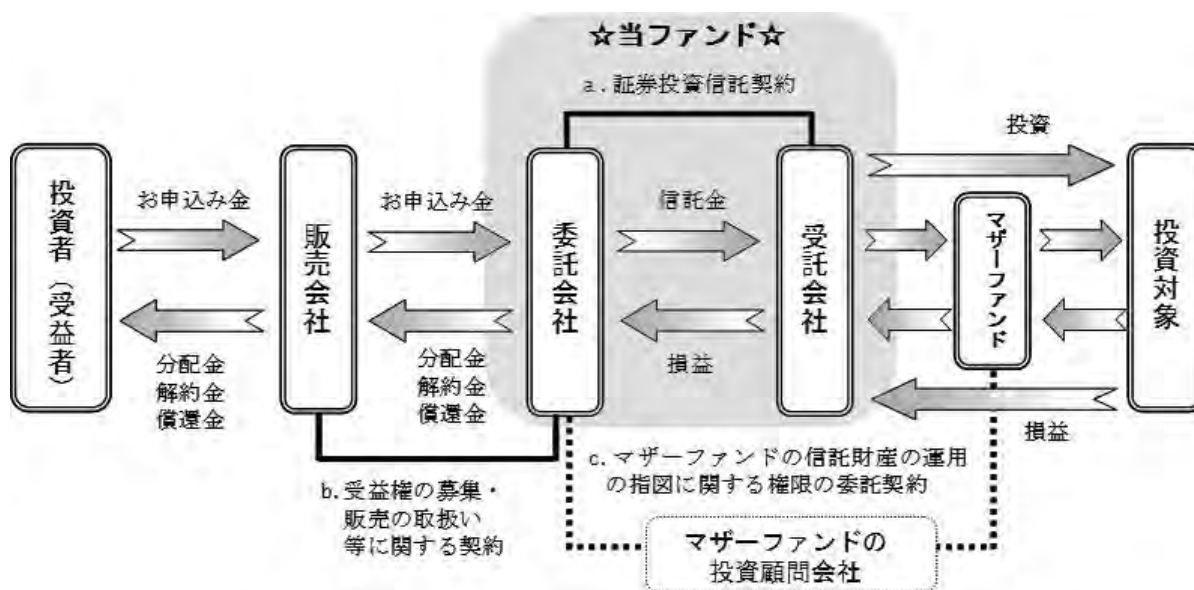
① ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。

ファミリーファンド方式とは、受益者の資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用はマザーファンドにて行うという仕組みです。



- ※ ベビーファンドがマザーファンドに投資する際のコストはかかりません。
- ※ マザーファンドの運用損益はすべてベビーファンドに還元されます。
- ※ ベビーファンドから金融商品等に直接投資する場合もあります。
- ※ 新たなベビーファンドを設定し、マザーファンドに投資することがあります。



② 当ファンドの関係法人とその役割

<販売会社>

- ・受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

<委託会社>

アライアンス・バーンスタイン株式会社

- ・信託財産の運用指図、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

<受託会社>

三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社)

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

- ・信託財産の管理業務等を行います。

＜マザーファンドの投資顧問会社＞

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

アライアンス・バーンスタイン・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

- ・マザーファンドの信託財産の運用の指図（除く国内余剰資金の運用の指図）を行います。ただし、委託会社が自ら運用の指図を行う場合もあります。

③ 関係法人との契約等の概要

a. 証券投資信託契約

委託会社と受託会社との間において「証券投資信託契約」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、受益権、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

b. 受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間において「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結しており、販売会社が行う受益権の募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び一部解約の取扱い等を規定しています。

c. マザーファンドの信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約

委託会社と投資顧問会社との間において、マザーファンドの「信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約」を締結しており、投資顧問会社の業務内容、委託会社への報告、投資顧問会社に対する報酬、契約の期間等を規定しています。

④ 委託会社等の概況

a. 資本金の額

資本金の額は1,630百万円です。（2026年6月末現在）

b. 委託会社の沿革

1996年10月28日 アライアンス・キャピタル投信株式会社 設立。

2000年1月1日 商号をアライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社に変更。

2000年1月1日 アライアンス・キャピタル・マネジメント・ジャパン・インク（現 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク）東京支店から、営業を譲り受ける。

2006年4月3日 商号をアライアンス・バーンスタイン株式会社に変更。

2016年4月1日 アライアンス・バーンスタイン証券会社 東京支店から、事業の一部を譲り受ける。

c. 大株主の状況

（2026年6月末現在）

名称	住所	所有株式数	比率
アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア	アメリカ合衆国テネシー州ナッシュビル市コマース・ストリート501	32,600株	100%

2 【投資方針】

（１）【投資方針】

① 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

② 運用方法

a. 投資対象

「アライアンス・バーンスタイン・世界（除く米国）優良株マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。

b. 運用態度

- (イ) マザーファンドの受託証券への投資を通じて、主として米国を除く先進国（日本を含みます。）の金融商品取引所に上場されている株式に投資することにより、長期的な信託財産の成長を目指します。ただし、運用者が適切と判断する場合には、米国および新興国上場の株式に投資する場合があります。
- (ロ) ボトムアップによる綿密なリサーチに基づき、長期的な収益力を期待できる一方で、固有の要因により株価が割安と判断される優良企業の株式を発掘し、分散投資を行います。
- (ハ) マザーファンドの受託証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- (ニ) 実質的な組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。
- (ホ) 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の純資産総額が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下、同じ。）
 - (イ) 有価証券
 - (ロ) デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。）に係る権利
 - (ハ) 金銭債権
 - (ニ) 約束手形

b. 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として「アライアンス・バーンスタイン・世界（除く米国）優良株マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a. 株券または新株引受権証書
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- f. 特定目的会社に係る特定社債券
- g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券
- h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券
- i. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券
- j. コマーシャル・ペーパー
- k. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- m. 投資信託または外国投資信託の受益証券
- n. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券
- o. 外国貸付債権信託受益証券
- p. オプションを表示する証券または証書

- q. 預託証書
- r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- s. 指定金銭信託の受益証券
- t. 抵当証券
- u. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- v. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、a. の証券または証書、l. ならびに q. の証券または証書のうち a. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b. から f. までの証券および l. ならびに q. の証券または証書のうち b. から f. までの証券の性質を有するものおよび n. に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、m. の証券および n. の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④ 金融商品の運用指図

上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は信託金を、上記③の a. から f. までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

（３）【運用体制】

① ファンドの運用体制

委託会社は、マザーファンドの信託財産の運用の指図に関する権限（国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。）を以下の者に委託することがあります。ただし、委託会社が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

② 内部管理体制および意思決定を監督する組織等

委託会社は、ファンドの運用・管理業務およびリスク管理について、それぞれ社内規程を定めています。

- ・リーガル・コンプライアンス本部は信託約款および法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。
- ・運用管理部はポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについてモニターしています。
- ・クライアント本部は市場リスク等があらかじめ定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしています。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

③ 委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、運用委託先の管理については、社内規程に従い、運用部門から独立した管理担当部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。

また、受託会社に対して、信託財産の日常の管理業務を通じ、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

◆上記の運用体制等は、今後変更する場合があります。

(4) 【分配方針】

① 各ファンドの収益分配方針は以下のとおりです。

「年2回決算型」

原則として、毎決算時（6月20日および12月20日。休業日の場合は翌営業日）に、以下の方針に基づき分配を行います。（初回決算日：2026年6月22日）

- a. 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- b. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、将来の収益分配金の支払いおよび金額について保証するものではなく、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないこともあります。
- c. 留保益の運用については、特に制限を設けず、信託約款に定める「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用を行います。

「毎月決算・予想分配金提示型」

原則として、毎決算時（毎月20日。休業日の場合は翌営業日）に、以下の方針に基づき分配を行います。（初回決算日：2026年4月20日）

（毎月決算・予想分配金提示型の仕組みの詳細については、前記「1 ファンドの性格」の項をご参照ください。）

- a. 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- b. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、将来の収益分配金の支払いおよび金額について保証するものではなく、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないこともあります。
- c. 留保益の運用については、特に制限を設けず、信託約款に定める「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用を行います。

② 収益の分配方式

a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（イ）配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

（ロ）売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

③ 収益分配金の支払い

収益分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受取る「一般コース」と、収益分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。

a. 「一般コース」

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目までの日）から、販売会社においてお支払いを開始します。

b. 「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、原則として、決算日の翌営業日に税引後無手数料で決算日の基準価額で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（5）【投資制限】

① 信託約款に定める投資制限

a. 株式への投資割合

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

b. 投資する株式等の範囲

（イ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとしします。ただし、株主割当てまたは社債権者割当てにより取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

（ロ）上記（イ）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとしします。

c. 同一銘柄の株式等への投資割合

（イ）委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。なお、マザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（ロ）また、委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。なお、マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ハ) また、委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに同一銘柄の新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。なお、マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

d. 投資信託証券への投資割合

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券ならびに取引所金融商品市場または外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券および信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなったもの（この信託約款において、「上場投資信託証券等」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。以下同じ。）の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。なお、マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

e. 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

f. 信用取引の指図・目的・範囲

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ) 上記（イ）の信用取引の指図は、次の1. から6. に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1. から6. に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

g. 選択権付取引の運用指図

委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、選択権付取引を行うことの指図をすることができます。

h. スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ニ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

i. 市場デリバティブ取引および外国市場デリバティブ取引の運用指図・目的・範囲

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、市場デリバティブ取引および外国市場デリバティブ取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 委託会社は、市場デリバティブ取引および外国市場デリバティブ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

j. 店頭デリバティブ取引の運用指図・目的・範囲

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、店頭デリバティブ取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 店頭デリバティブ取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- (ハ) 店頭デリバティブ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額または価格情報会社の提供する価額で評価するものとします。
- (ニ) 上記（ハ）の規定にかかわらず、委託会社が、評価額の入手に十分な努力を行ったにもかかわらず当該店頭デリバティブ取引の評価額を入手できなかった場合、または入手した評価額が時価と認定できない事由を認めた場合は、委託会社は忠実義務に基づき合理的と認める評価額により評価するものとします。
- (ホ) 委託会社は、店頭デリバティブ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

k. デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

1. 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

② 法令により禁止または制限される取引等

a. 同一法人の発行する株式の取得制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託の投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

- b. 投資信託財産の運用として行うデリバティブ取引の制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

③ その他信託約款に定める取引の方法と条件

a. 外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産の為替変動リスクを回避するため、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額を限度として、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。ただし、当ファンドでは、実質的な組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

b. 有価証券貸付けの指図・目的・範囲

(イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の(i)および(ii)の範囲で貸付けの指図をすることができます。

(i) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ii) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ロ) 上記(イ)(i)および(ii)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けの指図にあたっては、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該信託期間内で全部の解約が可能なものについては、この限りではありません。

(ニ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

c. 有価証券の借入れ

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(ロ) 前記(イ)の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ) 上記(イ)の借入れに係る品借料は、信託財産中から支払われます。

d. 一部解約の請求ならびに有価証券の売却等および再投資の指図

(イ) 委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(ロ) 委託会社は、上記(イ)の規定による解約代金、売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の収入金を再投資することの指図をすることができます。

e. 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

(参考) アライアンス・バーンスタイン・世界（除く米国）優良株マザーファンドの投資方針等

① 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

② 運用方法

a. 投資対象

米国を除く先進国の金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。

b. 運用態度

- (イ) 主として米国を除く先進国（日本を含みます。）の金融商品取引所に上場されている株式に投資することにより、長期的な信託財産の成長を目指します。ただし、運用者が適切と判断する場合には、米国および新興国上場の株式に投資する場合があります。
- (ロ) ボトムアップによる綿密なリサーチに基づき、長期的な収益力を期待できる一方で、固有の要因により株価が割安と判断される優良企業の株式を発掘し、分散投資を行います。
- (ハ) 大型株から小型株まで幅広い規模の企業を投資対象とします。
- (ニ) 外貨建資産に対して、対円での為替ヘッジを原則として行いません。
- (ホ) 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

c. 主な投資制限

- (イ) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- (ロ) 外貨建資産への投資割合については、制限を設けません。
- (ハ) 投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (ニ) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- (ホ) 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- (ヘ) 委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

- (ト) 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3 【投資リスク】

(1) 投資リスク

投資信託である当ファンドは、主としてアライアンス・バーンスタイン・世界（除く米国）優良株マザーファンド受益証券への投資を通じて株式などの値動きのある金融商品等に投資しますので、当該マザーファンドおよび当ファンドに組入れられた金融商品等の値動き（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）により基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

基準価額の変動要因

① 株価変動リスク

一般に、株式の価格は経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、マザーファンドおよび当ファンドが組入れている株式の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。

② 為替変動リスク

実質的な組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動によりファンドの基準価額が影響を受けます。

③ 信用リスク

株式や短期金融商品の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、投資資金が回収できなくなるリスクがあります。また、こうした状況が生じた場合、またそれが予想される場合には、当該株式等の価格は下落し、損失を被るリスクがあります。

また、金融商品等の取引相手方に債務不履行が生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

④ カントリー・リスク

発行国の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。

⑤ 他のベビーファンドの設定・解約等に伴う基準価額変動のリスク

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入金融商品等に売買が生じた場合、その売買による組入金融商品等の価格変動や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑥ 流動性リスク

市場規模が小さく、取引量が少ない場合などには、機動的に売買できない可能性があります。

⑦ 一部解約による当ファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

受益者による当ファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当するために保有する金融商品等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有する金融商品等を市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額が大きく変動することが考えられます。

- ⑧ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の純資産総額が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には運用の基本方針にしたがって運用ができない場合があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ① 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ② 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(2) 投資リスクの管理体制

① 投資顧問会社におけるリスク管理

運用チームが、常時ポートフォリオをモニターし、そのリスク管理を行っています。運用面のリスク管理については、個別銘柄の徹底した調査・分析が基礎になると考えています。

また、リーガル・コンプライアンス部、チーフ・オペレーティング・オフィサー、チーフ・インベストメント・オフィサーらがその委員となるリスク管理委員会を設置し、運用チームとは独立したリスク管理を行っています。

② 委託会社におけるリスク管理

a. 運用ガイドラインの遵守状況の監視

運用部門から独立した部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。具体的には、リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。

b. パフォーマンスの検証

ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。さらに、クライアント本部においても運用リスク（市場リスク、信用リスク、為替リスク等）があらかじめ定められた運用の基本方針、及び運用方法に即した適正範囲のものであるかをチェックしており、その結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

また、クライアント本部ではファンドのパフォーマンス分析も行っており、その結果は投信戦略委員会に報告され、運用状況の検証が行われます。

c. 流動性リスクの管理

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※上記のリスク管理体制は、今後変更する場合があります。

<参考情報>

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

(年2回決算型)



(毎月決算・予想分配金提示型)

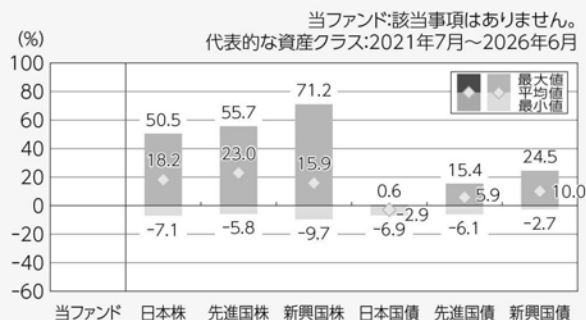
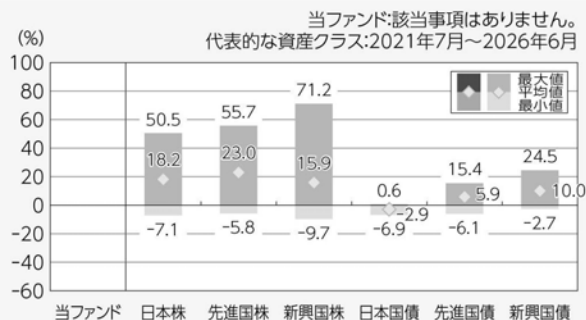


※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した価額ですので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※上記グラフは、設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月より表示しております。

※当ファンドは2026年1月30日に設定しており、運用期間が1年未満のため、年間騰落率は記載しておりません。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※上記グラフは、代表的な資産クラスについて、2021年7月～2026年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大・最小・平均を表示しております。なお、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記グラフは、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。当ファンドは2026年1月30日に設定しており、運用期間が1年未満のため、年間騰落率は記載しておりません。

各資産クラスの指数

日本株……TOPIX(東証株価指数、配当込み)

先進国株……MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株……MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債……NOMURA-BPI 国債

先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債……JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス- エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

■TOPIX(東証株価指数、配当込み)は、株式会社 JPX 総研または株式会社 JPX 総研の関連会社が算出し公表する、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIX に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社 JPX 総研または株式会社 JPX 総研の関連会社に帰属します。■MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。■MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。■NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI 国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。■FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。■JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス- エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス- エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

上記の分配金再投資基準価額および年間騰落率は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初自己設定時は1口当たり1円））と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（3.3%（税抜3.0%）を上限とします。）を乗じて得た額とします。販売会社が定める手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

ただし、自動けいぞく投資コースの収益分配金を再投資する場合は、無手数料となります。

スイッチングの取扱いの販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として購入時にお支払いいただく費用です。

※販売会社については、以下の照会先にお問い合わせください。

＜照会先＞アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号：03-5962-9687（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.alliancebernstein.co.jp>

(2)【換金（解約）手数料】

①換金手数料

ありません。

②信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬は、信託財産の純資産総額に対し、年1.65%（税抜1.50%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の総額は、日々の当ファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分（税抜）および役務の内容は、以下のとおりです。

委託会社	年率0.74%	委託した資金の運用、基準価額の発表等の対価
販売会社	年率0.74%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の提供等、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	年率0.02%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

マザーファンドの信託財産の運用指図に対する投資顧問会社の報酬は、上記の委託会社の受取る報酬の中から支払われます。

ファンドの信託報酬（消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末および信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

① その他の費用

- a. 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、信託財産中から支払われます。
- b. ファンドの組入金融商品等の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。
- c. 信託財産において一部解約金の支払資金、再投資に係る収益分配金の支払資金に不足額が生じるときに資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は、信託財産中から支払われます。

※マザーファンドにおいても、上記「① その他の費用」のうち a. および b. に記載されている費用を負担します。

※その他の費用は、受益者の皆様の保有期間中その都度かかります。なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

② 上記に加え、以下に定める諸費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。なお、これらに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。

- a. 信託約款の作成、印刷および監督官庁への届出等に係る費用
- b. 有価証券届出書および有価証券報告書等の作成ならびに監督官庁への届出等に係る費用
- c. 目論見書の作成、印刷および提供等に係る費用
- d. 運用報告書の作成、印刷および提供等ならびに監督官庁への届出等に係る費用
- e. この信託契約に係る受益者に対する公告に係る費用
- f. 信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付ならびに監督官庁への届出等に係る費用
- g. 受益権の管理事務に係る費用
- h. この信託の計理業務（設定・追加設定および解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
- i. 信託財産の監査に係る費用
- j. この信託契約に係る法律顧問および税務顧問に対する報酬
- k. 参考指数の使用料ならびに指数値、構成銘柄および構成比率等の情報の入手に要する費用

③ 上記②の諸費用は、純資産総額に対して年0.10%の率を上限とする額を、係る諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます（これらに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。）。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託会社が定めた範囲内で、受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。かかる諸費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、当該諸費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から委託会社に対して支払われます。

※上記①および②のうち、主な手数料等を対価とする役務の内容は以下のとおりです。

- ・金融商品等の売買委託手数料は、組入金融商品等の売買の際に売買仲介人に支払う手数料です。
- ・外貨建資産の保管等に要する費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用です。
- ・上記② a. から f. までの記載されている法定書類関係費用は、印刷業者等に支払う法定書類の作成・印刷・提供等および届出に係る費用です。
- ・信託財産の監査に係る費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用（監査費用）です。

※ 手数料等の合計額については、受益者の皆様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

① 個別元本について

- a. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c. 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、複数の取得コースがある場合は取得コース毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- d. 元本払戻金（特別分配金）が支払われた場合、収益分配金発生時に受益者の個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

② 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。収益分配金のうち所得税および住民税の課税の対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）については課税されません。

受益者が収益分配金を受取る際、

- a. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。
- b. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

ただし、収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っており、かつ収益分配金と収益分配金落ち後の基準価額を加えたものが受益者の個別元本と同額か下回っている場合には、収益分配金の全額が元本払戻金（特別分配金）となります。

③ 個人・法人別の課税の取扱い

a. 個人の受益者に対する課税

（イ）収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の差益の取扱い

収益分配時の普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および住民税5%）の税率で源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。なお確定申告することにより、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

一部解約時および償還時の価額から取得費用（申込手数料(税込)を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得等とみなされ、20.315%（所得税15.315%および住民税5%）の税率により申告分離課税が適用されます。特定口座（源泉徴収選択口座）の場合、20.315%（所得税15.315%および住民税5%）の税率で源泉徴収され、申告は不要となります。

※外国税額控除の適用となった場合には、収益分配時の税金が上記と異なる場合があります。

（ロ）損益通算について

確定申告により、普通分配金（申告分離課税を選択したものに限ります。）ならびに一部解約時および償還時の譲渡損（または譲渡益）は、上場株式等の申告分離課税を選択した配当所得および譲渡益（または譲渡損）ならびに特定公社債等の利子所得および譲渡益（または譲渡損）と損益通算が可能です。

特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

(ハ) 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」のご利用について

NISAは、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となる制度です。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。「年2回決算型」は、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。「毎月決算・予想分配金提示型」はNISAの適用対象ではありませんので、ご注意ください。他の口座で生じた配当所得および譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%）の税率で源泉徴収されます。住民税は源泉徴収されません。源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除することができます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※ 上記は2026年6月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※ 「課税上の取扱い」に関する詳細については、税務の専門家にご確認ください。

5【運用状況】

【アライアンス・バーンスタイン・世界（除く米国）優良株投信（年2回決算型）】

（1）【投資状況】

アライアンス・バーンスタイン・世界（除く米国）優良株投信（年2回決算型）

2026年 6月30日現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	276,643,659	100.01
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	△52,505	△0.01
合計（純資産総額）		276,591,154	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2026年 6月30日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （%）
1	日本	親投資信託 受益証券	アライアンス・バーンスタイン・世界（除く米国）優良株マ ザーファンド	255,772,614	1.0822	276,797,123	1.0816	276,643,659	100.01

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2026年 6月30日現在

種類	国内／外国	投資比率（%）
親投資信託受益証券	国内	100.01
合計		100.01

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

①【純資産の推移】

アライアンス・バーンスタイン・世界（除く米国）優良株投信（年2回決算型）

2026年 6月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額（百万円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末（2026年 6月22日）	278	281	10,636	10,766
2026年 1月末日	80	—	10,000	—
2月末日	196	—	10,538	—
3月末日	224	—	9,669	—
4月末日	249	—	10,283	—
5月末日	264	—	10,560	—
6月末日	276	—	10,626	—

（注1）純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

（注2）月末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	2026年 1月30日～2026年 6月22日	130

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1期計算期間	2026年 1月30日～2026年 6月22日	7.7

(注)収益率は、第1期計算期間末の基準価額（分配付の額）から元本金額（10,000円）を控除した額を元本金額で除して得た数に100を乗じて得た数（小数点第二位を四捨五入）を記載しております。

（４）【設定及び解約の実績】

アライアンス・バーンスタイン・世界（除く米国）優良株投信（年２回決算型）

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期計算期間	2026年 1月30日～2026年 6月22日	263,822,595	2,343,596	261,478,999

(注1)本邦外における設定、解約の実績はありません。

(注2)第1期計算期間の設定口数は、当初自己設定の口数を含みます。

【アライアンス・バーンスタイン・世界（除く米国）優良株投信（毎月決算・予想分配金提示型）】

（１）【投資状況】

アライアンス・バーンスタイン・世界（除く米国）優良株投信（毎月決算・予想分配金提示型）

2026年 6月30日現在

資産の種類	国 名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	507,359,106	100.03
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	△181,713	△0.03
合計（純資産総額）		507,177,393	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2026年 6月30日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	アライアンス・バーンスタイン・世界（除く米国）優良株マザーファンド	469,082,014	1.0821	507,606,137	1.0816	507,359,106	100.03

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2026年 6月30日現在

種類	国内／外国	投資比率（％）
親投資信託受益証券	国内	100.03
合計		100.03

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

アライアンス・バーンスタイン・世界（除く米国）優良株投信（毎月決算・予想分配金提示型）

2026年 6月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額（百万円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（2026年 6月22日）	502	507	10,755	10,855
2026年 1月末日	80	—	10,000	—
2月末日	341	—	10,623	—
3月末日	424	—	9,758	—
4月末日	452	—	10,328	—
5月末日	493	—	10,597	—
6月末日	507	—	10,745	—

（注1）分配付純資産額は、各特定期間末の元本額に各特定期間に支払われた1口当たりの分配金額を乗じて算出した額を、分配落純資産額に加算して算出しております。

（注2）純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

（注3）月末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2026年 1月30日～2026年 6月22日	100

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1特定期間	2026年 1月30日～2026年 6月22日	8.6

(注)収益率は、第1特定期間末の基準価額（分配付の額）から元本金額（10,000円）を控除した額を元本金額で除して得た数に100を乗じて得た数（小数点第二位を四捨五入）を記載しております。

（４）【設定及び解約の実績】

アライアンス・バーンスタイン・世界（除く米国）優良株投信（毎月決算・予想分配金提示型）

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1特定期間	2026年 1月30日～2026年 6月22日	472, 113, 350	4, 626, 646	467, 486, 704

(注1)本邦外における設定、解約の実績はありません。

(注2)第1特定期間の設定口数は、当初自己設定の口数を含みます。

(参考)

アライアンス・バーンスタイン・世界 (除く米国) 優良株マザーファンド

(1) 投資状況

2026年 6月30日現在

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	176,100,630	22.46
	アメリカ	15,302,559	1.95
	ドイツ	18,476,815	2.35
	イタリア	40,433,941	5.15
	フランス	78,336,488	9.99
	オランダ	77,275,166	9.85
	スペイン	25,672,078	3.27
	ベルギー	12,005,327	1.53
	オーストリア	9,370,555	1.19
	アイルランド	20,290,788	2.58
	ギリシャ	7,370,834	0.94
	イギリス	140,159,950	17.87
	スイス	21,309,622	2.71
	スウェーデン	6,493,985	0.82
	ノルウェー	7,878,715	1.00
	デンマーク	26,823,241	3.42
	オーストラリア	21,267,537	2.71
	バミューダ	7,495,908	0.95
	香港	6,553,638	0.83
	シンガポール	2,894,119	0.36
	韓国	10,423,137	1.32
	台湾	12,268,012	1.56
	イスラエル	4,421,468	0.56
	小計	748,624,513	95.48
投資証券	フランス	10,352,113	1.32
	スペイン	9,644,279	1.23
	小計	19,996,392	2.55
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	15,407,319	1.96
合計(純資産総額)		784,028,224	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

2026年 6月30日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	305	77,797.98	23,728,384	77,150.00	23,530,750	3.00
2	スイス	株式	ROCHE HOLDING AG	医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	313	64,263.79	20,114,568	68,081.85	21,309,622	2.71
3	イギリス	株式	SHELL PLC	エネル ギー	3,259	6,402.04	20,864,277	6,250.00	20,368,757	2.59
4	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	4,490	3,182.86	14,291,085	3,280.00	14,727,200	1.87
5	デンマー ク	株式	DANSKE BANK A/S	銀行	1,627	8,733.80	14,209,908	8,580.80	13,960,962	1.78
6	スペイン	株式	INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL	一般消費 財・サー ビス流 通・小売 り	1,321	10,327.50	13,642,631	10,268.38	13,564,543	1.73
7	イタリア	株式	ENEL SPA	公益事業	7,182	1,841.48	13,225,516	1,872.40	13,447,617	1.71

8	日本	株式	りそなホールディングス	銀行業	6,250	2,230.00	13,937,500	2,106.00	13,162,500	1.67
9	デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,647	7,265.15	11,965,718	7,809.51	12,862,279	1.64
10	オランダ	株式	AIRBUS SE	資本財	351	35,108.99	12,323,258	35,509.35	12,463,783	1.58
11	フランス	株式	BNP PARIBAS	銀行	663	18,827.23	12,482,457	18,601.72	12,332,944	1.57
12	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	半導体・半導体製造装置	166	75,043.66	12,457,248	73,903.68	12,268,012	1.56
13	スペイン	株式	BANCO SANTANDER SA	銀行	5,481	2,187.50	11,989,691	2,209.00	12,107,535	1.54
14	ベルギー	株式	ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	食品・飲料・タバコ	881	12,970.79	11,427,268	13,626.93	12,005,327	1.53
15	フランス	株式	AXA SA	保険	1,461	7,878.21	11,510,074	8,042.33	11,749,854	1.49
16	イギリス	株式	ANGLO AMERICAN PLC	素材	1,470	8,365.44	12,297,204	7,799.86	11,465,799	1.46
17	オランダ	株式	ABN AMRO BANK NV-CVA	銀行	1,627	7,003.63	11,394,916	6,794.93	11,055,353	1.41
18	イタリア	株式	BPER BANCA SPA	銀行	4,384	2,557.82	11,213,526	2,469.60	10,826,740	1.38
19	イギリス	株式	BARCLAYS PLC	銀行	9,746	1,067.88	10,407,575	1,086.64	10,590,466	1.35
20	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	308	37,089.28	11,423,500	33,841.35	10,423,137	1.32
21	イギリス	株式	BAE SYSTEMS PLC	資本財	2,674	3,963.29	10,597,849	3,888.10	10,396,790	1.32
22	イギリス	株式	MELROSE INDUSTRIES PLC	資本財	10,153	1,012.88	10,283,826	993.53	10,087,320	1.28
23	イギリス	株式	RELX PLC	商業・専門サービス	1,970	5,112.62	10,071,880	5,075.18	9,998,105	1.27
24	イギリス	株式	BEAZLEY PLC	保険	3,612	2,762.31	9,977,490	2,765.54	9,989,141	1.27
25	スペイン	投資証券	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	—	3,370	2,861.80	9,644,279	2,861.80	9,644,279	1.23
26	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	6,370	1,413.50	9,003,995	1,480.00	9,427,600	1.20
27	フランス	株式	ACCOR SA	消費者サービス	1,012	8,956.64	9,064,122	9,293.44	9,404,970	1.19
28	日本	株式	ダイキン工業	機械	380	23,905.00	9,083,900	24,685.00	9,380,300	1.19
29	オーストリア	株式	ERSTE GROUP BANK AG	銀行	440	21,667.41	9,533,663	21,296.71	9,370,555	1.19
30	イギリス	株式	PRUDENTIAL PLC	保険	4,336	2,164.68	9,386,078	2,145.76	9,304,052	1.18

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2026年 6月30日現在

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	電気機器	5.95
		銀行業	3.87
		化学	1.75
		輸送用機器	1.20
		機械	1.19
		情報・通信業	1.19
		医薬品	1.07
		不動産業	1.02
		卸売業	0.92
		食料品	0.83
		陸運業	0.83
		ゴム製品	0.68
		サービス業	0.68
		石油・石炭製品	0.61
		小売業	0.59
	外国	銀行	12.03
		資本財	11.22
		保険	7.06
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.35
		素材	4.76
		エネルギー	3.51
		半導体・半導体製造装置	3.42
		消費者サービス	2.96
		電気通信サービス	2.95
		食品・飲料・タバコ	2.65
		商業・専門サービス	2.15
		公益事業	2.08
		生活必需品流通・小売り	1.78
		一般消費財・サービス流通・小売り	1.73
		メディア・娯楽	1.72
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.32
		ヘルスケア機器・サービス	1.07
		家庭用品・パーソナル用品	1.06
		耐久消費財・アパレル	1.05
		運輸	1.03
		金融サービス	0.79
		不動産管理・開発	0.24
		小計	95.48
投資証券	外国	—	2.55
合計			98.03

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。



運用実績

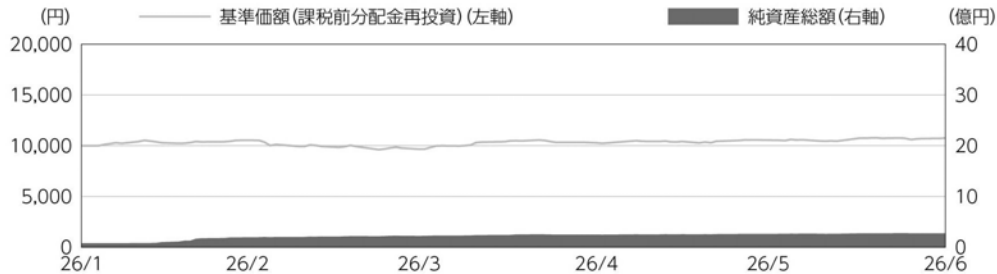
基準日:2026年6月30日

ファンドの運用実績

(年2回決算型)

■基準価額・純資産の推移

基準価額	10,626円	純資産総額	2億円
------	---------	-------	-----



基準価額(課税前分配金再投資)は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したとみなした価額です。
基準価額は、1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。
税金、申込手数料等を考慮しておらず、実際の投資成果を示すものではありません。

■分配の推移

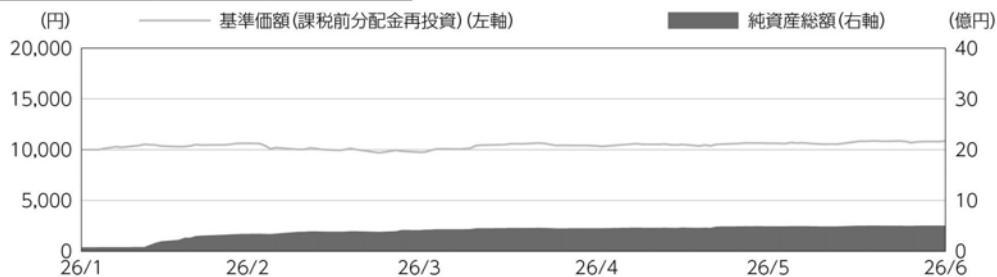
決算期	分配金
第1期	2026年 6月
	設定来累計
	130 円

分配金は1万口当たり課税前
運用状況によっては分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

(毎月決算・予想分配金提示型)

■基準価額・純資産の推移

基準価額	10,745円	純資産総額	5億円
------	---------	-------	-----



基準価額(課税前分配金再投資)は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したとみなした価額です。
基準価額は、1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。
税金、申込手数料等を考慮しておらず、実際の投資成果を示すものではありません。

■分配の推移

決算期	分配金
第1期	2026年 4月
第2期	2026年 5月
第3期	2026年 6月
	直近1年累計
	設定来累計
	100 円
	100 円

分配金は1万口当たり課税前
運用状況によっては分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

※運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※当ファンドの運用状況は、委託会社のホームページに掲載の月報等で開示しています。

ファンドの運用実績

■主要な資産の状況(マザーファンドベース)

※組入比率は、全て純資産総額に対する比率です(小数点第2位を四捨五入しています)。

組入上位10銘柄

(銘柄数:88銘柄)

	銘柄名	セクター	国	組入比率(%)
1	東京エレクトロン	情報技術	日本	3.0
2	ロシュ・ホールディング	ヘルスケア	スイス	2.7
3	シェル	エネルギー	イギリス	2.6
4	ソニーグループ	一般消費財・サービス	日本	1.9
5	ダンスケ銀行	金融	デンマーク	1.8
6	インディテックス	一般消費財・サービス	スペイン	1.7
7	エネル	公益事業	イタリア	1.7
8	りそなホールディングス	金融	日本	1.7
9	ノボ・ノルディスク	ヘルスケア	デンマーク	1.6
10	エアバス	資本財・サービス	フランス	1.6
組入上位10銘柄計				20.3

同一発行体で種類の異なる株式の比率は合算しています。
上記銘柄は、当ファンドの運用内容の説明のためのものであり、委託会社が推奨または取得のお申込みの勧誘を行うものではありません。

セクター別配分

セクター	組入比率(%)
金融	23.8
資本財・サービス	18.2
一般消費財・サービス	11.0
ヘルスケア	8.5
情報技術	8.4
素材	6.5
生活必需品	6.3
コミュニケーション・サービス	5.3
エネルギー	4.1
不動産	3.8
公益事業	2.1
現金等	2.0
合計	100.0

セクター別配分は、MSCI/S&Pの Global Industry Classification Standard (GICS) の分類で区分しています。

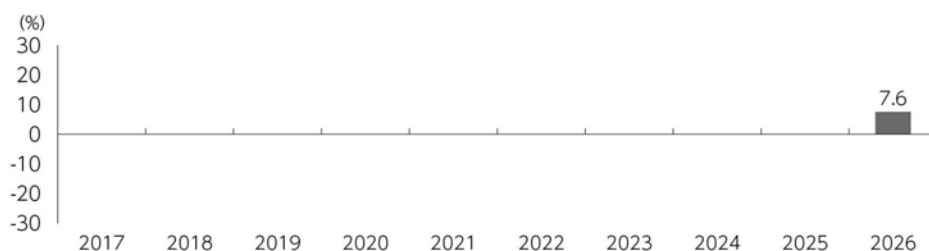
国別配分

国	組入比率(%)
日本	22.5
イギリス	17.9
フランス	12.9
オランダ	8.3
イタリア	5.2
スペイン	4.5
デンマーク	3.4
アメリカ	2.9
スイス	2.7
オーストラリア	2.7
その他の国	15.2
現金等	2.0
合計	100.0

国別配分は、発行体の国籍や事業基盤等を考慮して区分しています。

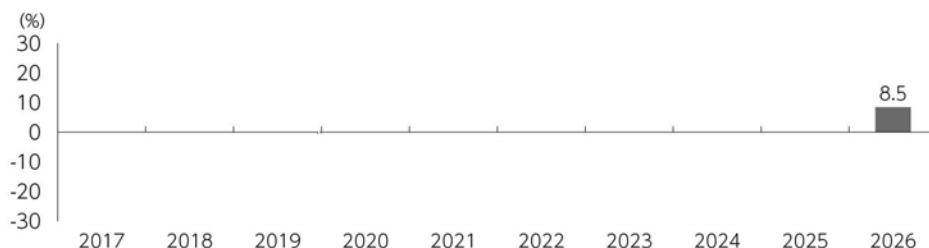
■年間収益率の推移(暦年ベース)

(年2回決算型)



ファンドの収益率は、課税前分配金を再投資したとみなして算出しています。
2026年は信託設定日(1月30日)から基準日までの収益率を表示しています。
ファンドのベンチマークはありません。

(毎月決算・予想分配金提示型)



ファンドの収益率は、課税前分配金を再投資したとみなして算出しています。
2026年は信託設定日(1月30日)から基準日までの収益率を表示しています。
ファンドのベンチマークはありません。

※運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※当ファンドの運用状況は、委託会社のホームページに掲載の月報等で開示しています。

(参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(2026年1月30日～2026年6月22日)における当ファンドの総経費率とその内訳は以下のとおりです。

ファンド名称	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
アライアンス・バーンスタイン・ 世界(除く米国)優良株投信 (年2回決算型)	2.51%	1.64%	0.87%
アライアンス・バーンスタイン・ 世界(除く米国)優良株投信 (毎月決算・予想分配金提示型)	2.54%	1.64%	0.90%

※総経費率は、対象期間中のファンドの運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)を
期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率換算)です。

※詳細は、対象期間中の運用報告書(全体版)をご参照ください。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

原則として、毎営業日に販売会社にて取得の申込みの受付けを行います。

ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日には、取得の申込みの受付けは行いません。

当初申込期間中は販売会社が定める時間までに、継続申込期間中は原則、取得の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。その時間を過ぎての受付けは、翌営業日の取り扱いとなります。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、その口座に取得申込みによる口数の増加の記載または記録が行われます。

(2) 取扱いコース

当ファンドには、「年2回決算型」および「毎月決算・予想分配金提示型」があります。

また、各ファンドごとに、収益分配金の受取方法の異なる2つのコースがあります。

「一般コース」 収益の分配時に収益分配金を受取るコース

「自動けいぞく投資コース」 収益分配金が税引後無手数料で再投資されるコース

自動けいぞく投資コースをお申込みの場合、当ファンドにかかる自動けいぞく投資約款に基づく契約を販売会社との間で結んでいただきます。

※取扱うファンドやコースおよび自動けいぞく投資約款の名称は、販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認の上お申込みください。

※スイッチングの取扱いは販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(3) 申込価額

当初自己設定：1口当たり1円とします。

継続申込期間：取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、自動けいぞく投資コースの収益分配金は、原則、決算日の基準価額で再投資されます。

(4) 申込単位

販売会社がそれぞれ定める単位とします。

ただし、自動けいぞく投資コースの収益分配金の再投資は、1口以上1口単位となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 申込手数料

申込価額と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（3.3%（税抜3.0%）を上限とします。）を乗じて得た額とします。販売会社が定める手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

ただし、自動けいぞく投資コースにおける収益分配金は、税引後無手数料で再投資されます。

(6) 受渡方法

申込代金を、販売会社が指定する期日までにお支払いください。

なお、取得申込受付日の発行価額の総額は、当初自己設定にかかるものについては当ファンドの設定日（2026年1月30日）に、継続申込期間にかかるものについては追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンドの口座に払い込まれます。

(7) その他留意点

委託会社は、合理的な理由から信託財産に属する資産の効率的な運用が妨げられると判断した場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるとき（当ファンドの投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。）は、受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取消すことがあります。

※販売会社等については、以下の照会先にお問い合わせください。

＜照会先＞アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号：03-5962-9687（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.alliancebernstein.co.jp>

2 【換金（解約）手続等】

(1) 換金方法

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行の請求）により換金することができます。原則として、毎営業日に販売会社にて換金の申込みの受け付けを行います。

ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日には、換金の申込みの受け付けは行いません。

原則、換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。その時間を過ぎての受け付けは、翌営業日の取り扱いとなります。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

一部解約の実行の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して受益者が請求するこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、一部解約による受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において口数の減少の記載または記録が行われます。

(2) 換金価額

換金の申込みを受け付けた日（以下、「換金申込受付日」といいます。）の翌営業日の基準価額とします。

(3) 換金単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(4) 換金手数料

ありません。

(5) 信託財産留保額

ありません。

(6) 換金代金支払日

換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社において支払います。

(7) その他留意点

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるとき（当ファンドの投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。）は、換金の申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた換金の申込みの受付けを取消すことがあります。

換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込みを受付けたものとして、上記（2）に準じて計算された価額とします。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求には、制限を設ける場合があります。

※販売会社等については、以下の照会先にお問い合わせください。

＜照会先＞アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号：03-5962-9687（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.alliancebernstein.co.jp>

3【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除した金額で、1万口当たりの価額で表示します。

② 基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」（アライアンスの欄）に、「年2回決算型」は「世界優良年2」、「毎月決算・予想分配金提示型」は「世界優良毎月」の略称で掲載されます。

基準価額は日々変動しますので、販売会社または以下の委託会社の照会先までお問い合わせください。

＜照会先＞アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号：03-5962-9687（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.alliancebernstein.co.jp>

③ 主な資産の評価方法は以下のとおりです。

マザーファンド	計算日の基準価額で評価します。
外国株式	原則として、計算日前日の外国の金融商品取引所の終値で評価します。

・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ・外国為替の売買の予約取引の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(2) 【保管】

受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は2026年1月30日から2046年6月20日までとしますが、委託会社は、信託期間終了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。また、下記「(5)その他 ①信託契約の解約（繰上償還）」の場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

(4) 【計算期間】

「年2回決算型」

計算期間は、毎年6月21日から12月20日まで、および12月21日から翌年6月20日までとすることを原則としますが、計算期間の終了日が休業日のときは、その翌営業日を当該計算期間の終了日とし、次の計算期間はその翌日から開始します。なお、第1計算期間は、2026年1月30日から2026年6月22日までとし、最終計算期間の終了日は、2046年6月20日とします。

「毎月決算・予想分配金提示型」

計算期間は、毎月21日から翌月20日までとすることを原則としますが、計算期間の終了日が休業日のときは、その翌営業日を当該計算期間の終了日とし、次の計算期間はその翌日から開始します。なお、第1計算期間は、2026年1月30日から2026年4月20日までとし、最終計算期間の終了日は、2046年6月20日とします。

(5) 【その他】

① 信託契約の解約（繰上償還）

- 委託会社は、以下の事由に該当する場合には、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
 - ◆各ファンドの信託財産の純資産総額が30億円を下回ったとき
 - ◆受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき
- 委託会社は、上記a. の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日及び繰上償還の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- 上記b. の書面決議において、受益者（委託会社及び当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、当ファンドの信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 上記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 上記b. からd. までの規定は、委託会社が繰上償還について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b. からd. までに規定する当ファンドの繰上償還の手続きを行うことが困難なときには適用しません。
- 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- g. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、以下の「②信託約款の変更等」に記載の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、以下の「②信託約款の変更等」に記載の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 信託約款の変更等
- a. 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、当ファンドの信託約款は本②に掲げる方法以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記 a. の事項（信託約款の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容及びその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記 b. の書面決議において、受益者（委託会社及び当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本 c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、当ファンドの信託約款に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記 b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の3分の2以上に当たる多数をもって行います。書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- e. 上記 b. から d. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- f. 上記の規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。
- ③ 反対受益者の受益権買取請求の不適用
- 当ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託約款に定める信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

④ 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

- a. 他の受益者の氏名または名称および住所
- b. 他の受益者が有する受益権の内容

⑤ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ (<https://www.alliancebernstein.co.jp>) に掲載します。

⑥ 運用報告書

委託会社は、毎年6月および12月の決算時ならびに償還時に、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報）および期間中の運用経過や信託財産の内容等の重要な事項を記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、知っている受益者に対して販売会社を通じて提供等を行います。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。

なお、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には提供等を行います。

ホームページアドレス：<https://www.alliancebernstein.co.jp>

⑦ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧ 関係法人との契約の更改等

受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

当初の契約の有効期間は、1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

⑨ 信託事務の委託

受託会社は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

- ① 受益者は保有する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。
- ② 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に帰属します。
- ③ 受託会社が、委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。
収益分配金は、次の区分に従い支払われ、または再投資されます。
 - a. 「一般コース」の場合
毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日までの日）から、毎決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に販売会社において支払います。

b. 「自動けいぞく投資コース」の場合

原則として、決算日の翌営業日に税引後無手数料で決算日の基準価額で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

- ④ 受益者が、収益分配金について上記③の支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

- ① 受益者は保有する受益権の口数に応じて償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）を請求する権利を有します。
- ② 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了の日から起算して5営業日までの日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、販売会社において支払います。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ③ 受益者が、信託終了による償還金について、上記②の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約請求権

受益者は自己に帰属する受益権について、持分に応じて解約請求する権利があります。権利行使の方法等については、前記「2 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内において当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求する権利を有します。

(5) 書面決議における議決権

委託会社が、書面決議において信託契約の解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます）または重大な約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行行使することができます。

第3【ファンドの経理状況】

アライアンス・バーンスタイン・世界（除く米国）優良株投信（年2回決算型）

- （1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- （2）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期（2026年1月30日から2026年6月22日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

アライアンス・バーンスタイン・世界（除く米国）優良株投信（毎月決算・予想分配金提示型）

- （1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- （2）当ファンドの計算期間は、6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

- （3）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2026年1月30日から2026年6月22日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2026年8月25日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・世界（除く米国）優良株投信（年2回決算型）の2026年1月30日から2026年6月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・世界（除く米国）優良株投信（年2回決算型）の2026年6月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【アライアンス・バーンスタイン・世界（除く米国）優良株投信（年2回決算型）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

第1期 (2026年 6月22日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	257,484
親投資信託受益証券	277,855,758
未収入金	4,900,000
未収利息	6
流動資産合計	283,013,248
資産合計	283,013,248
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	3,399,226
未払受託者報酬	18,842
未払委託者報酬	1,394,387
その他未払費用	78,883
流動負債合計	4,891,338
負債合計	4,891,338
純資産の部	
元本等	
元本	261,478,999
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	16,642,911
（分配準備積立金）	11,200,445
元本等合計	278,121,910
純資産合計	278,121,910
負債純資産合計	283,013,248

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 (自 2026年 1月30日 至 2026年 6月22日)
営業収益	
受取利息	236
有価証券売買等損益	16,155,758
営業収益合計	16,155,994
営業費用	
受託者報酬	18,842
委託者報酬	1,394,387
その他費用	78,883
営業費用合計	1,492,112
営業利益又は営業損失(△)	14,663,882
経常利益又は経常損失(△)	14,663,882
当期純利益又は当期純損失(△)	14,663,882
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	64,211
期首剰余金又は期首欠損金(△)	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,487,935
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,487,935
剰余金減少額又は欠損金増加額	45,469
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	45,469
分配金	3,399,226
期末剰余金又は期末欠損金(△)	16,642,911

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第1期 (自 2026年 1月30日 至 2026年 6月22日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、当期末が休日のため、2026年1月30日(設定日)から 2026年6月22日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第1期 (自 2026年 1月30日 至 2026年 6月22日)
会計上の見積りが翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

第1期 (2026年 6月22日現在)	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	261, 478, 999口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1. 0636円
(10, 000口当たり純資産額	10, 636円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 (自 2026年 1月30日 至 2026年 6月22日)	
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	－円
2. 分配金の計算過程 2026年1月30日から2026年6月22日まで 計算期末における分配対象金額20,042,137円(10,000口当たり766円)のうち、3,399,226円(10,000口当たり130円)を分配金額としております。	
項目	
費用控除後の配当等収益額	A 236円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 14,599,435円
収益調整金額	C 5,442,466円
分配準備積立金額	D －円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 20,042,137円
当ファンドの期末残存口数	F 261,478,999口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 766円
10,000口当たりの分配額	H 130円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 3,399,226円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

第1期 (自 2026年 1月30日 至 2026年 6月22日)
(1) 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 (2) 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「(その他の注記) 2. 売買目的有価証券」に記載しております。これらは株価変動リスク、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。 クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。 リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。 (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第1期 (2026年 6月22日現在)	
(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
(2) 時価の算定方法	
① 親投資信託受益証券	「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
② コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期 (自 2026年 1月30日 至 2026年 6月22日)	
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	

(重要な後発事象に関する注記)

第1期 (自 2026年 1月30日 至 2026年 6月22日)	
該当事項はありません。	

(その他の注記)

1. 元本の移動

第1期 (2026年 6月22日現在)	
期首元本額	80,000,000円
期中追加設定元本額	183,822,595円
期中一部解約元本額	2,343,596円

2. 売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第1期 (2026年 6月22日現在)	
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
親投資信託受益証券		15,810,730
合計		15,810,730

3. デリバティブ取引等関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1. 有価証券明細表

(1) 株式 (2026年 6月22日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券 (2026年 6月22日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益 証券	日本円	アライアンス・バーンスタイン・世界 (除く米国) 優良株マザーファンド	256,727,117	277,855,758	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 99.9%	256,727,117	277,855,758 100.0%	
	合計			277,855,758	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年8月25日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・世界（除く米国）優良株投信（毎月決算・予想分配金提示型）の2026年1月30日から2026年6月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・世界（除く米国）優良株投信（毎月決算・予想分配金提示型）予想分配金提示型の2026年6月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【アライアンス・バーンスタイン・世界（除く米国）優良株投信（毎月決算・予想分配金提示型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

当期 (2026年 6月22日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	26,942
親投資信託受益証券	500,364,298
未収入金	5,500,000
流動資産合計	505,891,240
資産合計	505,891,240
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	2,337,433
未払受託者報酬	9,824
未払委託者報酬	726,818
その他未払費用	41,028
流動負債合計	3,115,103
負債合計	3,115,103
純資産の部	
元本等	
元本	467,486,704
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	35,289,433
（分配準備積立金）	22,340,822
元本等合計	502,776,137
純資産合計	502,776,137
負債純資産合計	505,891,240

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	当期 (自 2026年 1月30日 至 2026年 6月22日)
営業収益	
受取利息	77
有価証券売買等損益	29,294,937
営業収益合計	29,295,014
営業費用	
受託者報酬	33,894
委託者報酬	2,507,886
その他費用	141,865
営業費用合計	2,683,645
営業利益又は営業損失(△)	26,611,369
経常利益又は経常損失(△)	26,611,369
当期純利益又は当期純損失(△)	26,611,369
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△237,120
期首剰余金又は期首欠損金(△)	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	13,073,766
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	13,073,766
剰余金減少額又は欠損金増加額	125,155
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	125,155
分配金	4,507,667
期末剰余金又は期末欠損金(△)	35,289,433

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期 (自 2026年 1月30日 至 2026年 6月22日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの特定期間は、当期末が休日のため、2026年1月30日(設定日)から 2026年6月22日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当期 (自 2026年 1月30日 至 2026年 6月22日)
会計上の見積りが翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

当期 (2026年 6月22日現在)	
1. 特定期間の末日における受益権の総数	467,486,704口
2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0755円
(10,000口当たり純資産額)	10,755円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

当期
(自 2026年 1月30日
至 2026年 6月22日)

1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額

－円

2. 分配金の計算過程

2026年1月30日から2026年4月20日まで

計算期末における分配対象金額28,536,310円（10,000口当たり657円）のうち、2,170,234円（10,000口当たり50円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 2,740,792円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 14,100,088円
収益調整金額	C 11,695,430円
分配準備積立金額	D －円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 28,536,310円
当ファンドの期末残存口数	F 434,046,976口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 657円
10,000口当たりの分配額	H 50円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 2,170,234円

2026年 4月21日から2026年 5月20日まで
該当事項はありません。

2026年5月21日から2026年6月22日まで

計算期末における分配対象金額37,626,866円（10,000口当たり804円）のうち、2,337,433円（10,000口当たり50円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 1,233,159円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 7,142,840円
収益調整金額	C 12,948,611円
分配準備積立金額	D 16,302,256円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 37,626,866円
当ファンドの期末残存口数	F 467,486,704口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 804円
10,000口当たりの分配額	H 50円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 2,337,433円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当期 (自 2026年 1月30日 至 2026年 6月22日)
(1) 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
(2) 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「(その他の注記) 2. 売買目的有価証券」に記載しております。これらは株価変動リスク、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
(3) 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。 クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。 リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。
(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当期 (2026年 6月22日現在)
(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
(2) 時価の算定方法 ① 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 ② コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

当期 (自 2026年 1月30日 至 2026年 6月22日)
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

当期 (自 2026年 1月30日 至 2026年 6月22日)
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

当期 (2026年 6月22日現在)	
期首元本額	80,000,000円
期中追加設定元本額	392,113,350円
期中一部解約元本額	4,626,646円

2. 売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当期 (2026年 6月22日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	22,422,311
合計	22,422,311

3. デリバティブ取引等関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1. 有価証券明細表

(1) 株式 (2026年 6月22日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券 (2026年 6月22日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	アライアンス・バーンスタイン・世界 (除く米国) 優良株マザーファンド	462,315,715	500,364,298	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：99.5%	462,315,715	500,364,298 100.0%	
	合計			500,364,298	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「アライアンス・バーンスタイン・世界（除く米国）優良株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

1. 「アライアンス・バーンスタイン・世界（除く米国）優良株マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

貸借対照表

(単位：円)

対象年月日	(2026年 6月22日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	12,953,901
コール・ローン	10,370,224
株式	739,804,909
投資証券	19,573,414
派生商品評価勘定	1,918
未収入金	6,911,648
未収配当金	1,603,763
未収利息	242
流動資産合計	791,220,019
資産合計	791,220,019
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	6,872
未払金	2,593,633
未払解約金	10,400,000
流動負債合計	13,000,505
負債合計	13,000,505
純資産の部	
元本等	
元本	719,042,832
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	59,176,682
元本等合計	778,219,514
純資産合計	778,219,514
負債純資産合計	791,220,019

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 2026年 1月30日 至 2026年 6月22日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 (3) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 (3) 為替差損益 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(自 2026年 1月30日 至 2026年 6月22日)
会計上の見積りが翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(その他の注記)

(2026年 6月22日現在)	
1. 元本の移動	
期首	2026年 1月30日
期首元本額	160, 000, 000円
2026年1月30日 より2026年6月22日 までの期中追加設定元本額	583, 628, 582円
2026年1月30日 より2026年6月22日 までの期中一部解約元本額	24, 585, 750円
期末元本額	719, 042, 832円
期末元本額の内訳＊	
アライアンス・バーンスタイン・世界（除く米国）優良株投信（年2回決算型）	256, 727, 117円
アライアンス・バーンスタイン・世界（除く米国）優良株投信（毎月決算・予想分配金提示型）	462, 315, 715円
2. 2026年6月22日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1. 0823円
(10, 000口当たり純資産額)	(10, 823円)

(注1) ＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

附属明細表

第1．有価証券明細表

(1) 株式 (2026年 6月22日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	東洋水産	630	9,808.00	6,179,040	
	東ソー	1,950	2,968.50	5,788,575	
	エア・ウォーター	2,410	2,495.00	6,012,950	
	武田薬品工業	1,560	4,975.00	7,761,000	
	ENEOSホールディングス	4,030	1,251.50	5,043,545	
	TOYO TIRE	1,450	3,871.00	5,612,950	
	ダイキン工業	380	23,905.00	9,083,900	
	三菱電機	1,440	6,183.00	8,903,520	
	ソニーグループ	4,380	3,183.00	13,941,540	
	東京エレクトロン	300	77,800.00	23,340,000	
	本田技研工業	6,370	1,413.50	9,003,995	
	京成電鉄	5,620	1,088.50	6,117,370	
	BIPROGY	1,130	4,175.00	4,717,750	
	東宝	3,180	1,232.50	3,919,350	
	サンリオ	6,600	945.50	6,240,300	
	しまむら	1,390	3,235.00	4,496,650	
	京都フィナンシャルグループ	1,920	4,821.00	9,256,320	
	ゆうちょ銀行	2,800	3,269.00	9,153,200	
	りそなホールディングス	6,250	2,230.00	13,937,500	
	三井不動産	5,370	1,478.50	7,939,545	
	パーソルホールディングス	21,800	238.00	5,188,400	
小計	銘柄数：21			171,637,400	
	組入時価比率：22.1%			23.2%	
米ドル	CRH PLC	450	111.24	50,058.00	
	CNH INDUSTRIAL NV	3,979	10.46	41,620.34	
	YUM CHINA HOLDINGS INC	982	42.93	42,157.26	
	COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS PLC	536	96.93	51,954.48	
	RESMED INC	261	188.63	49,232.43	
	ICON PLC	232	146.00	33,872.00	
	NXP SEMICONDUCTORS NV	137	313.27	42,917.99	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	166	462.12	76,711.92	
小計	銘柄数：8			388,524.42 (62,785,546)	
	組入時価比率：8.1%			8.5%	
ユーロ	SHELL PLC	3,198	34.53	110,442.93	
	ARKEMA SA	485	58.10	28,178.50	
	AIRBUS SE	351	189.42	66,486.42	
	BRENTAG SE	365	53.90	19,673.50	
	PRYSMIAN SPA	394	153.20	60,360.80	
	RENK GROUP AG	544	47.99	26,109.28	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	153	289.25	44,255.25	
	VINCI SA	364	129.65	47,192.60	
	BUREAU VERITAS SA	1,418	26.01	36,882.18	
	RYANAIR HOLDINGS PLC	1,614	25.72	41,512.08	
	ACCOR SA	924	48.30	44,629.20	
	LOTTOMATICA GROUP SPA	1,528	26.43	40,385.04	
	PUBLICIS GROUPE SA	533	89.88	47,906.04	
	INDUSTRIA DE DISEÑO TEXTIL	1,282	55.74	71,458.68	
	KONINKLIJKE Ahold DELHAIZE NV	824	34.61	28,518.64	
	ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	881	69.98	61,652.38	
	ABN AMRO BANK NV-CVA	1,572	37.78	59,390.16	
	BANCO SANTANDER SA	5,481	11.80	64,686.76	
	BNP PARIBAS	642	101.58	65,214.36	
	BPER BANCA SPA	4,384	13.80	60,499.20	
	ERSTE GROUP BANK AG	440	116.90	51,436.00	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
小計	EUROBANK SA	9,564	4.23	40,541.79	
	SOCIETE GENERALE SA	447	77.67	34,718.49	
	EURONEXT NV	240	146.80	35,232.00	
	AEGON LTD	5,195	7.44	38,650.80	
	ASR NEDERLAND NV	547	66.20	36,211.40	
	AXA SA	1,411	42.50	59,967.50	
	NN GROUP NV	408	74.88	30,551.04	
	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	1,925	26.60	51,205.00	
	KONINKLIJKE KPN NV	9,062	4.35	39,455.94	
	ENEL SPA	6,967	9.93	69,245.01	
	ASML HOLDING NV	28	1,657.80	46,418.40	
	LEG IMMOBILIEN SE	188	53.20	10,001.60	
	銘柄数：33			1,569,068.97 (290,560,191)	
	組入時価比率：37.3%			39.2%	
英ポンド	ANGLO AMERICAN PLC	1,470	38.90	57,183.00	
	BAE SYSTEMS PLC	2,074	18.46	38,296.41	
	MELROSE INDUSTRIES PLC	10,153	4.71	47,820.63	
	RELX PLC	1,893	23.77	44,996.61	
	BURBERRY GROUP PLC	3,512	11.34	39,843.64	
	INFORMA PLC	2,486	8.75	21,752.50	
	TESCO PLC	8,248	4.40	36,357.18	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	783	46.14	36,127.62	
	HALEON PLC	12,176	3.34	40,667.84	
	BARCLAYS PLC	9,379	4.96	46,562.04	
	BEAZLEY PLC	3,612	12.84	46,396.14	
	PRUDENTIAL PLC	4,155	10.06	41,820.07	
	銘柄数：12			497,823.68 (106,335,138)	
	組入時価比率：13.7%			14.4%	
スイスフラン 小計	ROCHE HOLDING AG	307	319.80	98,178.60	
	銘柄数：1			98,178.60 (19,623,938)	
	組入時価比率：2.5%			2.7%	
スウェーデンクローナ 小計	TELE2 AB-B SHS	2,238	173.95	389,300.10	
	銘柄数：1			389,300.10 (6,555,813)	
	組入時価比率：0.8%			0.9%	
ノルウェークローネ 小計	NORSK HYDRO ASA	5,379	101.85	547,851.15	
	銘柄数：1			547,851.15 (9,138,157)	
	組入時価比率：1.2%			1.2%	
デンマーククローネ 小計	NOVO NORDISK A/S-B	1,647	292.95	482,488.65	
	DANSKE BANK A/S	1,582	352.20	557,180.40	
	銘柄数：2			1,039,669.05 (25,762,999)	
	組入時価比率：3.3%			3.5%	
オーストラリアドル 小計	SANTOS LTD	8,998	7.30	65,685.40	
	SOUTH32 LTD	16,770	4.13	69,260.10	
	WORLEY LTD	5,165	12.21	63,064.65	
	銘柄数：3			198,010.15 (22,420,689)	
	組入時価比率：2.9%			3.0%	
香港ドル 小計	TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	2,480	122.70	304,296.00	
	銘柄数：1			304,296.00 (6,274,583)	
	組入時価比率：0.8%			0.8%	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
シンガポールドル 小計	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	3,580	6.32	22,625.60	
	銘柄数：1			22,625.60	
	組入時価比率：0.4%			(2,829,331) 0.4%	
韓国ウォン 小計	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	308	354,000.00	109,032,000.00	
	銘柄数：1			109,032,000.00	
	組入時価比率：1.5%			(11,493,935) 1.6%	
イスラエルシェケル 小計	PHOENIX FINANCIAL LTD	493	163.10	80,408.30	
	銘柄数：1			80,408.30	
	組入時価比率：0.6%			(4,387,189) 0.6%	
合 計				739,804,909 (568,167,509)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建保有証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券 (2026年 6月22日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	ユーロ	KLEPIERRE	890	31,755.20	
		MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	3,370	52,032.80	
		UNIBAIL RODAMCO WESTFIELD	222	21,911.40	
		銘柄数：3	4,482	105,699.40	
	小計	組入時価比率：2.5%		(19,573,414) 100.0%	
合計				19,573,414 (19,573,414)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建保有証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(2026年 6月22日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の 取引	為替予約取引				
	買建	401,029	—	399,441	△1,588
	ユーロ	401,029	—	399,441	△1,588
	売建	2,401,029	—	2,404,395	△3,366
	米ドル	5,383	—	5,409	△26
	ユーロ	2,000,000	—	2,005,227	△5,227
	スウェーデンクローナ	395,646	—	393,759	1,887
合計		2,802,058	—	2,803,836	△4,954

(注1)時価の算定方法

為替予約取引

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2) デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(注3) 上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

アライアンス・バーンスタイン・世界（除く米国）優良株投信（年2回決算型）

2026年 6月30日現在

I 資産総額	276,696,398円
II 負債総額	105,244円
III 純資産総額（I－II）	276,591,154円
IV 発行済口数	260,302,690口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0626円

アライアンス・バーンスタイン・世界（除く米国）優良株投信（毎月決算・予想分配金提示型）

2026年 6月30日現在

I 資産総額	507,369,378円
II 負債総額	191,985円
III 純資産総額（I－II）	507,177,393円
IV 発行済口数	472,002,726口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0745円

アライアンス・バーンスタイン・世界（除く米国）優良株マザーファンド

2026年 6月30日現在

I 資産総額	784,957,452円
II 負債総額	929,228円
III 純資産総額（I－II）	784,028,224円
IV 発行済口数	724,854,628口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0816円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益証券の譲渡制限の内容

受益証券の譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

資本金の額は1,630百万円です。(2026年6月末現在)

委託会社の発行する株式の総数は100,000株、うち発行済株式総数は32,600株です。

最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において株主によって選任され、その任期は就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。ただし、補充選任された取締役の任期は、前任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役最低1名を選任します。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

② 投資決定のプロセス

a. 運用方針の策定

全信託財産および個別ファンドの運用の基本方針は、投信戦略委員会で審議し、決定します。

b. 信託財産の運用

信託財産の運用に当たっては上記a.の基本方針に基づき、担当する運用部門が運用方針を策定し運用の指図を行います。なお、信託財産の運用の指図に関する権限(国内余剰資金の運用を除きます。)は、正当な契約を締結した投資顧問会社に委託します。

c. コンプライアンス

リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。また、ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社であるアライアンス・バーンスタイン株式会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として投資運用業務を行っております。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務(非上場有価証券特例仲介等業務)および第二種金融商品取引業務等を行っております。

委託会社の運用する証券投資信託は2026年6月末現在次のとおりです(ただし、親投資信託を除きます。)

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	71本	6,379,534百万円
追加型公社債投資信託	—	—
単位型株式投資信託	4本	73,004百万円
単位型公社債投資信託	—	—
合計	75本	6,452,539百万円

※純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

3【委託会社等の経理状況】

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に従って作成しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期事業年度（自2024年1月1日至2024年12月31日）および第30期事業年度（自2025年1月1日至2025年12月31日）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

独立監査人の監査報告書

2026年3月13日

アライアンス・バーンスタイン株式会社

取締役会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保直毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

期 別 科 目	注 記 番 号	第29期 (2024年12月31日現在)	第30期 (2025年12月31日現在)
		金 額	金 額
(資産の部)		千円	千円
I 流 動 資 産			
預金		6,994,550	6,899,403
有価証券		2,154,660	-
前払費用		103,059	58,445
未収入金		146,802	128,534
未収委託者報酬		4,549,809	4,942,229
未収運用受託報酬		633,299	524,365
流 動 資 産 合 計		14,582,179	12,552,976
II 固 定 資 産			
有形固定資産			
建物	*2	347,853	243,483
器具備品	*2	111,047	190,429
有形固定資産合計		458,900	433,912
無形固定資産			
ソフトウェア		-	-
電話加入権		2,204	2,204
無形固定資産合計		2,204	2,204
投資その他の資産			
長期差入保証金		125,011	107,612
長期前払費用		7,347	5,143
繰延税金資産		498,399	707,769
投資その他の資産合計		630,757	820,524
固 定 資 産 合 計		1,091,861	1,256,640
資 産 合 計		15,674,040	13,809,616
(負債の部)			
I 流 動 負 債			
預り金		42,502	37,682
未払金			
未払手数料		2,125,315	2,293,531
未払委託計算費		45,413	10,254
その他未払金	*1	4,747,249	4,790,809
未払費用		190,718	271,982
未払賞与		860,336	785,247
未払法人税等		208,334	347,459
流 動 負 債 合 計		8,219,867	8,536,964
II 固 定 負 債			
退職給付引当金		494,353	512,886
関係会社長期借入金		2,121,660	-
固 定 負 債 合 計		2,616,013	512,886
負 債 合 計		10,835,880	9,049,850
(純資産の部)			
I 株 主 資 本			
資本金		1,630,000	1,630,000
資本剰余金			
資本準備金		1,500,000	1,500,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		1,273,787	1,629,766
利益剰余金合計		1,273,787	1,629,766
株主資本合計		4,403,787	4,759,766
II 評 価 ・ 換 算 差 額 等			
その他有価証券評価差額金		434,373	-
評価・換算差額等合計		434,373	-
純 資 産 合 計		4,838,160	4,759,766
負 債 ・ 純 資 産 合 計		15,674,040	13,809,616

(2) 【損益計算書】

科 目	期 別	注記 番号	第29期 (自2024年1月 1日 至2024年12月31日)	第30期 (自2025年1月 1日 至2025年12月31日)
			金 額	金 額
I 営業収益			千円	千円
委託者報酬			72,518,351	85,692,564
運用受託報酬			1,126,230	882,930
販売代行報酬			322,415	324,684
その他営業収益			△31,031,861	△37,568,019
営業収益計		*1	42,935,135	49,332,159
II 営業経費				
支払手数料			35,700,498	42,056,690
広告宣伝費			146,871	126,591
調査費				
調査費			77,971	95,736
図書費			2,187	1,536
委託計算費			827,594	801,809
営業雑経費				
通信費			51,857	58,746
印刷費			39,999	37,861
協会費			23,564	33,236
諸会費			6,089	6,140
営業経費計			36,876,630	43,218,345
III 一般管理費				
給料				
役員報酬			147,320	159,536
給料・手当			1,591,989	1,627,752
賞与			831,874	711,809
交際費			5,636	6,750
旅費交通費			59,102	48,299
租税公課			80,042	89,547
不動産賃借料			289,522	306,410
退職給付費用			147,988	201,898
固定資産減価償却費			164,603	180,562
関係会社付替費用			1,026,440	1,141,342
諸経費			582,502	643,558
一般管理費計			4,927,018	5,117,463
営業利益			1,131,487	996,351
IV 営業外収益				
受取利息			111,305	76,895
為替差益			-	644,586
その他営業外収益			389	1,020
営業外収益計			111,694	722,501
V 営業外費用				
支払利息			83,047	77,863
為替差損			176,497	15,793
営業外費用計		*1	259,544	93,655
経常利益			983,637	1,625,196
VI 特別利益				
投資有価証券売却益			97	-
VII 特別損失				
固定資産除却損			-	3,559
税引前当期純利益			983,734	1,621,637
法人税、住民税及び事業税			391,674	504,150
法人税等調整額			△51,478	△17,665
法人税等計			340,196	486,485
当期純利益			643,538	1,135,152

(3) 【株主資本等変動計算書】

第29期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価 証券評価差 額金	
		資本準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
			繰越利益剰余金				
当期首残高	1,630,000	1,500,000	1,321,662	1,321,662	4,451,662	291,592	4,743,254
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	△ 691,413	△ 691,413	△ 691,413	-	△ 691,413
当期純利益	-	-	643,538	643,538	643,538	-	643,538
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	142,781	142,781
当期変動額合計	-	-	△ 47,875	△ 47,875	△ 47,875	142,781	94,906
当期末残高	1,630,000	1,500,000	1,273,787	1,273,787	4,403,787	434,373	4,838,160

第30期（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	1,630,000	1,500,000	1,273,787	1,273,787	4,403,787	434,373	4,838,160
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	△ 779,173	△ 779,173	△ 779,173	-	△ 779,173
当期純利益	-	-	1,135,152	1,135,152	1,135,152	-	1,135,152
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	△ 434,373	△ 434,373
当期変動額合計	-	-	355,979	355,979	355,979	△ 434,373	△ 78,394
当期末残高	1,630,000	1,500,000	1,629,766	1,629,766	4,759,766	-	4,759,766

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券（預金と同様の性格を有するもの）

移動平均法による原価法により行っております。

その他有価証券（市場価格のない株式等以外のもの）

決算日の市場価値等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物	2～10年
器具備品	3～10年

（2）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

（1）退職給付引当金

役員及び従業員の退職給付に備えるため、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

（1）委託者報酬

当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の純資産総額（以下「NAV」）に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる委託者報酬は、期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

（2）運用受託報酬

当社は、投資顧問契約に基づき顧問口座のNAV等に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 成功報酬

当社が顧問口座の運用成果に応じて受領する成功報酬は、対象となる投資顧問契約のもと、パフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定的となった時点で収益として認識しております。

(4) その他営業収益（投資顧問業取引に関する調整）

その他営業収益は当社の親会社および海外子会社との移転価格契約に基づき毎月計算され、月次で収益を認識しております。

5. 未適用の会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会） 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債

外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第29期 (2024年12月31日 現在)	第30期 (2025年12月31日 現在)
*1 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。	*1 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。
その他未払金 3,132,378千円	その他未払金 3,412,565千円
*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。
建物 754,943千円 器具備品 347,496千円	建物 765,284千円 器具備品 362,184千円

(損益計算書関係)

第29期 (自2024年1月 1日 至2024年12月31日)	第30期 (自2025年1月 1日 至2025年12月31日)
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであり、その他営業収益は当社の親会社および海外グループ子会社との移転価格契約に基づく投資顧問業取引に関する調整であります。支払利息は関係会社長期借入金に係る利息であります。	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであり、その他営業収益は当社の親会社および海外グループ子会社との移転価格契約に基づく投資顧問業取引に関する調整であります。支払利息は関係会社長期借入金に係る利息であります。
その他営業収益 △31,031,861千円 関係会社付替費用 1,026,440千円 支払利息 83,047千円	その他営業収益 △37,568,019千円 関係会社付替費用 1,141,342千円 支払利息 77,863千円

(株主資本等変動計算書関係)

第29期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	32,600	-	-	32,600

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

2024年6月24日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	691,413千円
1株当たりの配当額	21,209円
基準日	2023年12月31日
効力発生日	2024年 6月28日

第30期（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	32,600	-	-	32,600

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

2025年6月24日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	779,173千円
1株当たりの配当額	23,901円
基準日	2024年12月31日
効力発生日	2025年 6月26日

(リース取引関係)

第29期 (自2024年1月 1日 至2024年12月31日)		第30期 (自2025年1月 1日 至2025年12月31日)	
オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの に係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの に係る未経過リース料	
1 年内	226,714千円	1 年内	226,714千円
1 年超	579,377千円	1 年超	352,663千円
合計	806,091千円	合計	579,377千円

(金融商品関係)

第29期 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、主として投資信託委託会社としての業務、投資一任業務を行っており、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払金（未払手数料）はこれらの業務にかかる債権債務であります。有価証券は、当社が設定するマネーマーケットファンドへの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。また、主な金融債務は親会社からの借入金であります。

(2) 金融商品のリスク及びそのリスク管理体制

預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されておりますが、当社が預金を預け入れる金融機関の選定に際しては、取引先の財政状態及び経営成績を考慮して決定しており、格付けの高い銀行に限定して取引を行っております。

有価証券は証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、ファイナンス部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、運用資産を複数の信託銀行に分散して委託しており、信託銀行は受託資産を自己勘定と分別して保管しているため、これら営業債権が信用リスクに晒されることは限定的と考えております。未収入金および未払金は、主として親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーへの営業債権および営業債務であるため、信用リスクはほとんど無いものと考えております。また、営業債務である未払手数料は、そのほとんどが半年以内の支払期日です。

投資有価証券は、証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、ファイナンス部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

第29期 (2024年12月31日現在)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
関係会社長期借入金	2,121,660	2,038,559	-83,101
負債計	2,121,660	2,038,559	-83,101

(注) (1) 預金、有価証券、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、未払委託計算費、その他未払金、未払費用、未払賞与、未払法人税等

これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、記載を省略しております。

(2) 長期差入保証金のうち、金融資産である将来返還が見込まれる金額については、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル1 (千円)	レベル2 (千円)	レベル3 (千円)	合計 (千円)
関係会社長期借入金	-	2,038,559	-	2,038,559
負債計	-	2,038,559	-	2,038,559

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 関係会社長期借入金

関係会社長期借入金の時価は、元金利の合計額を、同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 長期借入金の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	-	-	-	2,121,660	-	-
合計	-	-	-	2,121,660	-	-

第30期（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、主として投資信託委託会社としての業務、投資一任業務を行っており、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払金（未払手数料）はこれらの業務にかかる債権債務であります。有価証券は、当社が設定するマネーマーケットファンドへの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。また、主な金融債務は親会社からの借入金であります。

(2) 金融商品のリスク及びそのリスク管理体制

預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されておりますが、当社が預金を預け入れる金融機関の選定に際しては、取引先の財政状態及び経営成績を考慮して決定しており、格付けの高い銀行に限定して取引を行っております。

有価証券は証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、ファイナンス部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、運用資産を複数の信託銀行に分散して委託しており、信託銀行は受託資産を自己勘定と分別して保管しているため、これら営業債権が信用リスクに晒されることは限定的と考えております。未収入金および未払金は、主として親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーへの営業債権および営業債務であるため、信用リスクはほとんど無いものと考えております。また、営業債務である未払手数料は、そのほとんどが半年以内の支払期日です。

投資有価証券は、証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、ファイナンス部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

該当事項はありません。

- (注) (1) 預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、未払委託計算費、その他未払金、未払費用、未払賞与、未払法人税等
これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、記載を省略しております。
- (2) 長期差入保証金のうち、金融資産である将来返還が見込まれる金額については、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

- (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(有価証券関係)

第29期(2024年12月31日現在)

1. その他有価証券

期末時点で貸借対照表に時価で計上している有価証券の該当はありません。

(注) 有価証券のうち2,154,660千円は預金と同様の性格を有するため、取得原価をもって貸借対照表計上額としております。

2. 当事業年度中に売却した投資有価証券

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
① 国債・地方債等	-	-	-
② 社債	-	-	-
③ その他	-	-	-
(3) その他	2,081	97	-
合計	2,081	97	-

1. その他有価証券

期末時点で貸借対照表に時価で計上している有価証券の該当はありません。

2. 当事業年度中に売却した投資有価証券

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
①国債・地方債等	-	-	-
②社債	-	-	-
③その他	-	-	-
(3)その他	2,473,653	614,464	-
合計	2,473,653	614,464	-

(退職給付関係)

第29期 (自 2024年1月 1日 至 2024年12月31日)	第30期 (自 2025年1月 1日 至 2025年12月31日)																																												
1. 採用している退職金制度の概要 当社は確定拠出年金制度と退職一時金制度を設けております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務時間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。 2. 確定給付制度 (1) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td><td>493,753 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>81,875 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>81,275 千円</td></tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td><td>494,353 千円</td></tr> </table> (2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表 <table> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td><td>-</td></tr> <tr> <td>年金資産</td><td>-</td></tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td><td>494,353 千円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td>494,353 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>494,353 千円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td>494,353 千円</td></tr> </table> (3) 退職給付に関連する損益 <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>81,875 千円</td></tr> </table> 3. 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、27,155千円でありました。	期首における退職給付引当金	493,753 千円	退職給付費用	81,875 千円	退職給付の支払額	81,275 千円	期末における退職給付引当金	494,353 千円	積立型制度の退職給付債務	-	年金資産	-	非積立型制度の退職給付債務	494,353 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	494,353 千円	退職給付引当金	494,353 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	494,353 千円	簡便法で計算した退職給付費用	81,875 千円	1. 採用している退職金制度の概要 当社は確定拠出年金制度と退職一時金制度を設けております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務時間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。 2. 確定給付制度 (1) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td><td>494,353 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>81,359 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>62,825 千円</td></tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td><td>512,887 千円</td></tr> </table> (2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表 <table> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td><td>-</td></tr> <tr> <td>年金資産</td><td>-</td></tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td><td>512,887 千円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td>512,887 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>512,887 千円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td>512,887 千円</td></tr> </table> (3) 退職給付に関連する損益 <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>81,359 千円</td></tr> </table> 3. 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、28,215千円でありました。	期首における退職給付引当金	494,353 千円	退職給付費用	81,359 千円	退職給付の支払額	62,825 千円	期末における退職給付引当金	512,887 千円	積立型制度の退職給付債務	-	年金資産	-	非積立型制度の退職給付債務	512,887 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	512,887 千円	退職給付引当金	512,887 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	512,887 千円	簡便法で計算した退職給付費用	81,359 千円
期首における退職給付引当金	493,753 千円																																												
退職給付費用	81,875 千円																																												
退職給付の支払額	81,275 千円																																												
期末における退職給付引当金	494,353 千円																																												
積立型制度の退職給付債務	-																																												
年金資産	-																																												
非積立型制度の退職給付債務	494,353 千円																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	494,353 千円																																												
退職給付引当金	494,353 千円																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	494,353 千円																																												
簡便法で計算した退職給付費用	81,875 千円																																												
期首における退職給付引当金	494,353 千円																																												
退職給付費用	81,359 千円																																												
退職給付の支払額	62,825 千円																																												
期末における退職給付引当金	512,887 千円																																												
積立型制度の退職給付債務	-																																												
年金資産	-																																												
非積立型制度の退職給付債務	512,887 千円																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	512,887 千円																																												
退職給付引当金	512,887 千円																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	512,887 千円																																												
簡便法で計算した退職給付費用	81,359 千円																																												

(税効果会計関係)

第29期 (2024年12月31日現在)	第30期 (2025年12月31日現在)																																																								
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>千円</td></tr> <tr> <td>未払事業税否認</td><td>8,915</td></tr> <tr> <td>未払費用否認</td><td>58,830</td></tr> <tr> <td>親会社持分報酬制度負担額</td><td>51,232</td></tr> <tr> <td>賞与引当金損金算入限度超過額</td><td>238,884</td></tr> <tr> <td>貯蔵品</td><td>1,234</td></tr> <tr> <td>減価償却超過額</td><td>181,609</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金損金算入限度超過額</td><td>149,405</td></tr> <tr> <td>原状回復費用否認</td><td>50,933</td></tr> <tr> <td>長期繰延資産（移転支援金）</td><td>-</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>△191,710</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>549,332</td></tr> <tr> <td>将来減算一時差異における評価性引当額</td><td>△50,933</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産計</td><td>498,399</td></tr> </table>	繰延税金資産	千円	未払事業税否認	8,915	未払費用否認	58,830	親会社持分報酬制度負担額	51,232	賞与引当金損金算入限度超過額	238,884	貯蔵品	1,234	減価償却超過額	181,609	退職給付引当金損金算入限度超過額	149,405	原状回復費用否認	50,933	長期繰延資産（移転支援金）	-	その他	△191,710	繰延税金資産小計	549,332	将来減算一時差異における評価性引当額	△50,933	繰延税金資産計	498,399	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>千円</td></tr> <tr> <td>未払事業税否認</td><td>11,360</td></tr> <tr> <td>未払費用否認</td><td>83,712</td></tr> <tr> <td>親会社持分報酬制度負担額</td><td>47,183</td></tr> <tr> <td>賞与引当金損金算入限度超過額</td><td>213,877</td></tr> <tr> <td>貯蔵品</td><td>1,605</td></tr> <tr> <td>減価償却超過額</td><td>191,085</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金損金算入限度超過額</td><td>161,237</td></tr> <tr> <td>原状回復費用否認</td><td>60,098</td></tr> <tr> <td>長期繰延資産（移転支援金）</td><td>-</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>△2,290</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>767,867</td></tr> <tr> <td>将来減算一時差異における評価性引当額</td><td>△60,098</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産計</td><td>707,769</td></tr> </table>	繰延税金資産	千円	未払事業税否認	11,360	未払費用否認	83,712	親会社持分報酬制度負担額	47,183	賞与引当金損金算入限度超過額	213,877	貯蔵品	1,605	減価償却超過額	191,085	退職給付引当金損金算入限度超過額	161,237	原状回復費用否認	60,098	長期繰延資産（移転支援金）	-	その他	△2,290	繰延税金資産小計	767,867	将来減算一時差異における評価性引当額	△60,098	繰延税金資産計	707,769
繰延税金資産	千円																																																								
未払事業税否認	8,915																																																								
未払費用否認	58,830																																																								
親会社持分報酬制度負担額	51,232																																																								
賞与引当金損金算入限度超過額	238,884																																																								
貯蔵品	1,234																																																								
減価償却超過額	181,609																																																								
退職給付引当金損金算入限度超過額	149,405																																																								
原状回復費用否認	50,933																																																								
長期繰延資産（移転支援金）	-																																																								
その他	△191,710																																																								
繰延税金資産小計	549,332																																																								
将来減算一時差異における評価性引当額	△50,933																																																								
繰延税金資産計	498,399																																																								
繰延税金資産	千円																																																								
未払事業税否認	11,360																																																								
未払費用否認	83,712																																																								
親会社持分報酬制度負担額	47,183																																																								
賞与引当金損金算入限度超過額	213,877																																																								
貯蔵品	1,605																																																								
減価償却超過額	191,085																																																								
退職給付引当金損金算入限度超過額	161,237																																																								
原状回復費用否認	60,098																																																								
長期繰延資産（移転支援金）	-																																																								
その他	△2,290																																																								
繰延税金資産小計	767,867																																																								
将来減算一時差異における評価性引当額	△60,098																																																								
繰延税金資産計	707,769																																																								
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>30.6 %</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目</td><td>2.8</td></tr> <tr> <td>賃上げ促進税制税額控除</td><td>-</td></tr> <tr> <td>評価性引当額取崩し</td><td>0.8</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>0.4</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>34.6 %</td></tr> </table>	法定実効税率	30.6 %	(調整)		交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目	2.8	賃上げ促進税制税額控除	-	評価性引当額取崩し	0.8	その他	0.4	税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.6 %	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>30.6 %</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目</td><td>1.8</td></tr> <tr> <td>賃上げ促進税制税額控除</td><td>△2.7</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>0.6</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>△0.3</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>30.0 %</td></tr> </table>	法定実効税率	30.6 %	(調整)		交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目	1.8	賃上げ促進税制税額控除	△2.7	評価性引当額	0.6	その他	△0.3	税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.0 %																												
法定実効税率	30.6 %																																																								
(調整)																																																									
交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目	2.8																																																								
賃上げ促進税制税額控除	-																																																								
評価性引当額取崩し	0.8																																																								
その他	0.4																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.6 %																																																								
法定実効税率	30.6 %																																																								
(調整)																																																									
交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目	1.8																																																								
賃上げ促進税制税額控除	△2.7																																																								
評価性引当額	0.6																																																								
その他	△0.3																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.0 %																																																								

(資産除去債務関係)

第29期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち事業年度の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

第30期（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち事業年度の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

第29期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

委託者報酬	72,518,351
運用受託報酬	1,126,230
販売代行報酬	322,415
その他営業収益	△ 31,031,861
合計	42,935,135

(注) 成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。
3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当会計期間末において存在する顧客との契約から当会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

第30期（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

委託者報酬	85,692,564
運用受託報酬	882,930
販売代行報酬	324,684
その他営業収益	△37,568,019
合計	49,332,159

（注）成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。
3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当会計期間末において存在する顧客との契約から当会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

（関連当事者情報）

第29期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	アメリカ合衆国 テネシー州 ナッシュビル市	5,049,135 千円ドル	投資顧問業	（被所有） 間接100.0	当社設定・運用商品の運用を再委託	その他営業収益	△31,131,136	未払金	3,132,378
							諸経費の支払	1,026,440		

- （注） 1. 上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア	アメリカ合衆国 テネシー州 ナッシュビル市	191,484 千米ドル	持株会社	（被所有） 直接100.0	資金の提供	長期借入金の借入	-	関係会社 長期借入金	2,121,660
							支払利息	83,047	その他未払金	23,985

(注) 1. 上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
上記親会社との取引については、長期借入契約に基づき決定をしております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア（非上場）
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（非上場）
エクイタブル・ホールディングス・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

第30期（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	アメリカ合衆国 テネシー州 ナッシュビル市	4,965,672 千米ドル	投資顧問業	（被所有） 間接100.0	当社設定・運用商品の運用を再委託	その他営業収益	△37,591,078	未払金	3,412,565
							諸経費の支払	1,141,342		

(注) 1. 上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア	アメリカ合衆国 テネシー州 ナッシュビル市	191,484 千米ドル	持株会社	（被所有） 直接100.0	資金の提供	長期借入金の返済	2,121,660	関係会社 長期借入金	-
							支払利息	77,863	その他未払金	-

(注) 1. 上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
上記親会社との取引については、長期借入契約に基づき決定をしております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア（非上場）
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（非上場）
エクイタブル・ホールディングス・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは投信投資顧問業の一つであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第29期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者 報酬	運用受託 報酬	販売代行 手数料報酬	その他 営業収益	合計
外部顧問への 売上高	72,518,351	1,126,230	322,415	△31,031,861	42,935,135

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	米国	その他	合計
73,743,856	△31,126,478	317,757	42,935,135

(注) 売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、本事業年度損益計算書の営業収益の10%を超える相手先は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（投信投資顧問業）に対する△31,126,478千円となります。

第30期（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者 報酬	運用受託 報酬	販売代行 手数料報酬	その他 営業収益	合計
外部顧問への 売上高	85,692,564	882,930	324,684	△37,568,019	49,332,159

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	米国	その他	合計
86,602,707	△37,591,078	320,530	49,332,159

(注) 売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、本事業年度損益計算書の営業収益の10%を超える相手先は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（投信投資顧問業）に対する△37,591,078千円となります。

(1株当たり情報)

項 目	第29期 (自2024年1月 1日 至2024年12月31日)	第30期 (自2025年1月 1日 至2025年12月31日)
1株当たり純資産額	148,409 円 82 銭	146,005 円 08 銭
1株当たり当期純利益	19,740 円 42 銭	34,820 円 60 銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益については、潜在株式 が存在しないため記載しておりま せん。	なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益については、潜在株式 が存在しないため記載しておりま せん。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項 目	第29期 (自2024年1月 1日 至2024年12月31日)	第30期 (自2025年1月 1日 至2025年12月31日)
当期純利益 (千円)	643,538	1,135,152
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	643,538	1,135,152
期中平均株式数 (株)	32,600	32,600

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

追 加 型 証 券 投 資 信 託

アライアンス・バーンスタイン・世界（除く米国）優良株投信
（年2回決算型）

信 託 約 款

アライアンス・バーンスタイン株式会社

運 用 の 基 本 方 針

信託約款第 19 条の規定に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「アライアンス・バーンスタイン・世界（除く米国）優良株マザーファンド」（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 運用態度

- ① マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として米国を除く先進国（日本を含みます。）の金融商品取引所に上場されている株式に投資することにより、長期的な信託財産の成長を目指します。ただし、運用者が適切と判断する場合には、米国及び新興国上場の株式に投資する場合があります。
- ② ボトムアップによる綿密なリサーチに基づき、長期的な収益力を期待できる一方で、固有の要因により株価が割安と判断される優良企業の株式を発掘し、分散投資を行います。
- ③ マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- ④ 実質的な組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の純資産総額が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① マザーファンドへの投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ④ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券等を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑤ デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑥ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

- ⑦ 市場デリバティブ取引等、スワップ取引および店頭デリバティブ取引の運用指図は、信託約款第 24 条から第 26 条に規定する範囲内で行います。
- ⑧ 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑨ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 分配金額は、委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
アライアンス・バーンスタイン・世界（除く米国）優良株投信（年2回決算型）
信託約款

第1条（信託の種類、委託者および受託者）

この信託は、証券投資信託であり、アライアンス・バーンスタイン株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下、「信託法」といいます。）の適用を受けます。

第2条（信託事務の委託）

受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下次項、第18条第1項、第18条第2項、および第33条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

- ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

第3条（信託の目的および金額）

委託者は、金80,000,000円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

第4条（信託金の限度額）

委託者は、受託者と合意のうえ、この信託および別に定める信託の合計で金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

第5条（信託の期間）

この信託の期間は、信託契約締結日から2046年6月20日までとします。ただし、委託者が、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者にとって有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

第6条（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

第7条（当初の受益者）

この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。

第8条（受益権の分割および再分割）

委託者は、第3条の規定による受益権については80,000,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

第9条（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法）

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を計算日現在における受益権総口数で除した金額をいいます。
- ③ 前項の場合において、信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下、同じ。）の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第31条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

第10条（信託日時の異なる受益権の内容）

この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

第11条（受益権の帰属と受益証券の不発行）

この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」

といひます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があつた場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

第 12 条 (受益権の設定に係る受託者の通知)

受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

第 13 条 (受益権の取得申込単位および価額)

委託者の指定する販売会社(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいひます。以下、同じ。)は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する販売会社が委託者の承認を得て定める取得申込単位をもって取得の申込みに応じることができます。また、委託者の指定する販売会社と自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款等を含むものとします。)にしたがつて契約(以下、「別に定める契約」といひます。)を結んだ取得申込者に対し、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、委託者の指定する販売会社は、第 46 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込受付日がニューヨーク証券取引所の休業日(以下、「ニューヨークの休業日」といひます。)には、取得の申込みを受付けないものとします。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金(第 3 項または第 5 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいひます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第 1 項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、委託者の指定する販売会社が別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以

下、「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に委託者の指定する販売会社が別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ④ 前項の手数料の額は、委託者の指定する販売会社がそれぞれ定めるものとします。
- ⑤ 前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第40条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 委託者の指定する販売会社は、その裁量により、第1項に定める受益権の取得申込み単位を変更することができます。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、合理的な理由から信託財産に属する資産の効率的な運用が妨げられると判断した場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるとき（当該信託財産の投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。）は、受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取り消すことができます。
- ⑧ この信託約款において、金融商品取引所とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。

第14条（受益権の譲渡に係る記載または記録）

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

第 15 条（受益権の譲渡の対抗要件）

受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第 16 条（投資の対象とする資産の種類）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下、同じ。）
 - (1) 有価証券
 - (2) デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいいます。）に係る権利
 - (3) 金銭債権
 - (4) 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - (1) 為替手形

第 17 条（運用の指図範囲等）

委託者は、信託金を、主としてアライアンス・バーンスタイン株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「アライアンス・バーンスタイン・世界（除く米国）優良株マザーファンド」（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下、同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
 なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものおよび第14号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は信託金を、前項各号に掲げる金融商品

により運用することを指図することができます。

- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において、マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券ならびに取引所金融商品市場または外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券および信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなったもの（この信託約款において、「上場投資信託証券等」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。以下、次項において同じ。）の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦ 前項において、マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

第18条（利害関係人等との取引等）

受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第33条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第31条、第36条および第37条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等

をいいます。) または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第31条、第36条および第37条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

第19条 (運用の基本方針)

委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

第20条 (投資する株式等の範囲)

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当てまたは社債権者割当てにより取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

第21条 (同一銘柄の株式等への投資制限)

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において、マザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前項において、マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに同一銘柄の新株予約権付社

債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑥ 前項において、マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

第22条（信用取引の指図・目的・範囲）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

第23条（選択権付取引の運用指図）

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、選択権付取引を行うことの指図をすることができます。

第24条（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった通貨、

異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

第 25 条（市場デリバティブ取引および外国市場デリバティブ取引の運用指図・目的・範囲）

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、市場デリバティブ取引および外国市場デリバティブ取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 委託者は、市場デリバティブ取引および外国市場デリバティブ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

第 26 条（店頭デリバティブ取引の運用指図・目的・範囲）

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、店頭デリバティブ取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 店頭デリバティブ取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- ③ 店頭デリバティブ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額または価格情報会社の提供する価額で評価するものとします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、委託者が、評価額の入手に十分な努力を行ったにもかかわらず当該店頭デリバティブ取引の評価額を入手できなかった場合、または入手した評価額が時価と認定できない事由を認めた場合は、委託者は忠実義務に基づき合理的と認める評価額により評価するものとします。
- ⑤ 委託者は、店頭デリバティブ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

第 27 条（有価証券貸付けの指図・目的・範囲）

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲で貸付けの指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する

株式の時価金額の合計額の 50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けの指図にあたっては、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該信託期間内で全部の解約が可能なものについては、この限りではありません。
- ④ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

第 28 条（有価証券の借入れ）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により前項の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図を行うものとします。
- ④ 第 1 項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

第 29 条（デリバティブ取引等に係る投資制限）

委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

第 30 条（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

第 31 条（外国為替予約取引の指図）

委託者は、信託財産の為替変動リスクを回避するため、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額を限度として、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

第 32 条（信用リスク集中回避のための投資制限）

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

第 33 条（信託業務の委託等）

受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第 34 条（混蔵寄託）

金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

第 35 条（信託財産の登記等および記載等の留保等）

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録

をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

第 36 条（一部解約の請求ならびに有価証券の売却等および再投資の指図）

委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

- ② 委託者は、前項の規定による解約代金、売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の収入金を再投資することの指図をすることができます。

第 37 条（資金の借入れ）

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

第 38 条（損益の帰属）

委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に

帰属します。

第 39 条（受託者による資金の立替え）

信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当てがある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

第 40 条（信託の計算期間）

この信託の計算期間は、原則として毎年 6 月 21 日から 12 月 20 日までおよび 12 月 21 日から翌年 6 月 20 日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、第 1 計算期間は、信託契約締結日（2026 年 1 月 30 日）から 2026 年 6 月 22 日までとし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

第 41 条（信託財産に関する報告等）

受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

第 42 条（信託事務の諸経費および諸費用）

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下、「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項の諸経費に加え、以下に定める諸費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、これらに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含

みます。

1. 信託約款の作成、印刷および監督官庁への届出等に係る費用
 2. 有価証券届出書および有価証券報告書等の作成ならびに監督官庁への届出等に係る費用
 3. 目論見書の作成、印刷および提供等に係る費用
 4. 運用状況に係る情報の作成、印刷および提供等ならびに監督官庁への届出等に係る費用
 5. 受益権の管理事務に係る費用
 6. 信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付ならびに監督官庁への届出等に係る費用
 7. この信託契約に係る受益者に対する公告に係る費用
 8. この信託の計理業務（設定・追加設定および解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
 9. 信託財産の監査に係る費用
 10. この信託契約に係る法律顧問および税務顧問に対する報酬
 11. 参考指数の使用料ならびに指数値、構成銘柄および構成比率等の情報の入手に要する費用
 12. 前各号に準ずる費用であり以下の各項に規定する支払方法によることが相当であると委託者が合理的に判断する費用
- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払を行い、当該支払金額について信託財産中から支弁を受けることができます。この場合、委託者は、当該支払金額について信託財産中から支弁を受ける際に、受領する金額にあらかじめ上限を付することができます。また、委託者は、当該支払金額の信託財産中からの支弁を受ける代わりに、前項に定める諸費用の金額をあらかじめ見積もったうえで、実際または予想される費用金額を上限として、一定の率または一定の金額に基づいて信託財産中から支弁を受けることもできます。
- ④ 委託者は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託者が定めた範囲内で、前項の受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。
- ⑤ 第3項の一定の率を定めた場合、諸費用の額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。また、第3項の一定の金額を定めた場合、諸費用の額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数に応じて按分して計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ⑥ 第2項の諸費用に係る消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額は、諸費用支弁のときに、信託財産中から支弁します。

第43条（信託報酬の額および支弁の方法）

委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の150の率を乗じて得た金額とします。なお、委託者と

受託者との間の配分は、別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

第44条（収益の分配方式）

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品賃料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

第45条（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

受託者は、収益分配金については、第40条に規定する各計算期間の最終日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下、同じ。）については、第46条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第48条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下、同じ。）については、第46条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

第46条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に

対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日（第 48 条第 5 項に規定する「一部解約請求受付日」をいいます。）から起算して、原則として、5 営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

第 47 条（収益分配金および償還金の時効）

受益者が、収益分配金については、第 46 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 46 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第 48 条（信託契約の一部解約）

受益者（委託者の指定する販売会社を含みます。以下、同じ。）は、自己に帰属する受益権について、委託者に対して 1 口単位または委託者の指定する販売会社が委託者の承認を得て定める一部解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社は、ニューヨークの休業日には、

一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

- ③ 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ④ 委託者は、第1項の規定により、一部解約の実行の請求を受付けたときは、1口単位をもってこの信託契約の一部を解約するものとします。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、委託者の指定する販売会社が当該請求を受付けた日（以下、当該請求を受付けた日を「一部解約請求受付日」といいます。）の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項の規定により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第5項の規定に準じて計算された価額とします。

第49条（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第50条（信託契約の解約）

委託者は、信託期間中において、信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項におい

て同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

第51条（信託契約に関する監督官庁の命令）

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第55条の規定にしたがいます。

第52条（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第55条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

第53条（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

第54条（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第55条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了

させます。

第 55 条（信託約款の変更等）

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下、同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

第 56 条（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

この信託は、受益者が第 48 条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 50 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

第 57 条（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

第 58 条（運用状況に係る情報の提供）

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

第 59 条（公告）

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.alliancebernstein.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

第 60 条（信託約款に関する疑義の取扱い）

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2026 年 1 月 30 日

委 託 者 アライアンス・バーンスタイン 株 式 会 社

受 託 者 三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社

付 表

1. 信託約款第 4 条第 1 項に規定する「別に定める信託」は、下記のとおりとします。

アライアンス・バーンスタイン・世界（除く米国）優良株投信（毎月決算・予想分配金提示型）

追 加 型 証 券 投 資 信 託

アライアンス・バーンスタイン・世界（除く米国）優良株投信
（毎月決算・予想分配金提示型）

信 託 約 款

アライアンス・バーンスタイン株式会社

運 用 の 基 本 方 針

信託約款第 19 条の規定に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「アライアンス・バーンスタイン・世界（除く米国）優良株マザーファンド」（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 運用態度

- ① マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として米国を除く先進国（日本を含みます。）の金融商品取引所に上場されている株式に投資することにより、長期的な信託財産の成長を目指します。ただし、運用者が適切と判断する場合には、米国及び新興国上場の株式に投資する場合があります。
- ② ボトムアップによる綿密なリサーチに基づき、長期的な収益力を期待できる一方で、固有の要因により株価が割安と判断される優良企業の株式を発掘し、分散投資を行います。
- ③ マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- ④ 実質的な組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の純資産総額が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① マザーファンドへの投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ④ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券等を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑤ デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑥ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

- ⑦ 市場デリバティブ取引等、スワップ取引および店頭デリバティブ取引の運用指図は、信託約款第 24 条から第 26 条に規定する範囲内で行います。
- ⑧ 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑨ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 分配金額は、委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
アライアンス・バーンスタイン・世界（除く米国）優良株投信
（毎月決算・予想分配金提示型）
信託約款

第1条（信託の種類、委託者および受託者）

この信託は、証券投資信託であり、アライアンス・バーンスタイン株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下、「信託法」といいます。）の適用を受けます。

第2条（信託事務の委託）

受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下次項、第18条第1項、第18条第2項、および第33条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

- ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

第3条（信託の目的および金額）

委託者は、金80,000,000円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

第4条（信託金の限度額）

委託者は、受託者と合意のうえ、この信託および別に定める信託の合計で金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

第5条（信託の期間）

この信託の期間は、信託契約締結日から2046年6月20日までとします。ただし、委託者が、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者にとって有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

第6条（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により

行われます。

第7条（当初の受益者）

この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。

第8条（受益権の分割および再分割）

委託者は、第3条の規定による受益権については80,000,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

第9条（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法）

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を計算日現在における受益権総口数で除した金額をいいます。
- ③ 前項の場合において、信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下、同じ。）の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第31条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

第10条（信託日時の異なる受益権の内容）

この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

第11条（受益権の帰属と受益証券の不発行）

この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり

ます（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があつた場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

第 12 条（受益権の設定に係る受託者の通知）

受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

第 13 条（受益権の取得申込単位および価額）

委託者の指定する販売会社（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下、同じ。）は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する販売会社が委託者の承認を得て定める取得申込単位をもって取得の申込みに応じることができます。また、委託者の指定する販売会社と自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款等を含むものとします。）にしたがって契約（以下、「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、委託者の指定する販売会社は、第 46 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込受付日がニューヨーク証券取引所の休業日（以下、「ニューヨークの休業日」といいます。）には、取得の申込みを受付けないものとします。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第 3 項または第 5 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第 1 項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、委託者の指

定する販売会社が別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に委託者の指定する販売会社が別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ④ 前項の手数料の額は、委託者の指定する販売会社がそれぞれ定めるものとします。
- ⑤ 前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第40条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 委託者の指定する販売会社は、その裁量により、第1項に定める受益権の取得申込み単位を変更することができます。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、合理的な理由から信託財産に属する資産の効率的な運用が妨げられると判断した場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるとき（当該信託財産の投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。）は、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取り消すことができます。
- ⑧ この信託約款において、金融商品取引所とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。

第14条（受益権の譲渡に係る記載または記録）

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情が

あると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

第 15 条（受益権の譲渡の対抗要件）

受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第 16 条（投資の対象とする資産の種類）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下、同じ。）
 - (1) 有価証券
 - (2) デリバティブ取引(金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいいます。)に係る権利
 - (3) 金銭債権
 - (4) 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - (1) 為替手形

第 17 条（運用の指図範囲等）

委託者は、信託金を、主としてアライアンス・バーンスタイン株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「アライアンス・バーンスタイン・世界（除く米国）優良株マザーファンド」（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。)

10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下、同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
 なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものおよび第14号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応

等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において、マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券ならびに取引所金融商品市場または外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券および信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなったもの（この信託約款において、「上場投資信託証券等」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。以下、次項において同じ。）の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦ 前項において、マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

第18条（利害関係人等との取引等）

受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第33条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第31条、第36条および第37条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等

(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。) または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第31条、第36条および第37条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

第19条 (運用の基本方針)

委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

第20条 (投資する株式等の範囲)

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当てまたは社債権者割当てにより取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

第21条 (同一銘柄の株式等への投資制限)

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において、マザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前項において、マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ⑤ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに同一銘柄の新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前項において、マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

第22条（信用取引の指図・目的・範囲）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

第23条（選択権付取引の運用指図）

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、選択権付取引を行うことの指図をすることができます。

第24条（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するた

め、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

第25条（市場デリバティブ取引および外国市場デリバティブ取引の運用指図・目的・範囲）

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、市場デリバティブ取引および外国市場デリバティブ取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 委託者は、市場デリバティブ取引および外国市場デリバティブ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

第26条（店頭デリバティブ取引の運用指図・目的・範囲）

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、店頭デリバティブ取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 店頭デリバティブ取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- ③ 店頭デリバティブ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額または価格情報会社の提供する価額で評価するものとします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、委託者が、評価額の入手に十分な努力を行ったにもかかわらず当該店頭デリバティブ取引の評価額を入手できなかった場合、または入手した評価額が時価と認定できない事由を認めた場合は、委託者は忠実義務に基づき合理的と認める評価額により評価するものとします。
- ⑤ 委託者は、店頭デリバティブ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

第27条（有価証券貸付けの指図・目的・範囲）

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価金額の合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けの指図にあたっては、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該信託期間内で全部の解約が可能なものについては、この限りではありません。
- ④ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

第28条（有価証券の借入れ）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により前項の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図を行うものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

第29条（デリバティブ取引等に係る投資制限）

委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

第30条（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

第31条（外国為替予約取引の指図）

委託者は、信託財産の為替変動リスクを回避するため、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額を限度として、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

第 32 条（信用リスク集中回避のための投資制限）

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

第 33 条（信託業務の委託等）

受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第 34 条（混蔵寄託）

金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

第 35 条（信託財産の登記等および記載等の留保等）

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

第 36 条（一部解約の請求ならびに有価証券の売却等および再投資の指図）

委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

- ② 委託者は、前項の規定による解約代金、売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の収入金を再投資することの指図をすることができます。

第 37 条（資金の借入れ）

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

第 38 条（損益の帰属）

委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

第 39 条（受託者による資金の立替え）

信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当てがある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

第 40 条（信託の計算期間）

この信託の計算期間は、毎月 21 日から翌月 20 日までとすることを原則とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、第 1 計算期間は、信託契約締結日（2026 年 1 月 30 日）から 2026 年 4 月 20 日までとし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

第 41 条（信託財産に関する報告等）

受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

第 42 条（信託事務の諸経費および諸費用）

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下、「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項の諸経費に加え、以下に定める諸費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、これらに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含

みます。

1. 信託約款の作成、印刷および監督官庁への届出等に係る費用
 2. 有価証券届出書および有価証券報告書等の作成ならびに監督官庁への届出等に係る費用
 3. 目論見書の作成、印刷および提供等に係る費用
 4. 運用状況に係る情報の作成、印刷および提供等ならびに監督官庁への届出等に係る費用
 5. 受益権の管理事務に係る費用
 6. 信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付ならびに監督官庁への届出等に係る費用
 7. この信託契約に係る受益者に対する公告に係る費用
 8. この信託の計理業務（設定・追加設定および解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
 9. 信託財産の監査に係る費用
 10. この信託契約に係る法律顧問および税務顧問に対する報酬
 11. 参考指数の使用料ならびに指数値、構成銘柄および構成比率等の情報の入手に要する費用
 12. 前各号に準ずる費用であり以下の各項に規定する支払方法によることが相当であると委託者が合理的に判断する費用
- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払を行い、当該支払金額について信託財産中から支弁を受けることができます。この場合、委託者は、当該支払金額について信託財産中から支弁を受ける際に、受領する金額にあらかじめ上限を付することができます。また、委託者は、当該支払金額の信託財産中からの支弁を受ける代わりに、前項に定める諸費用の金額をあらかじめ見積もったうえで、実際または予想される費用金額を上限として、一定の率または一定の金額に基づいて信託財産中から支弁を受けることもできます。
- ④ 委託者は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託者が定めた範囲内で、前項の受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。
- ⑤ 第3項の一定の率を定めた場合、諸費用の額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。また、第3項の一定の金額を定めた場合、諸費用の額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数に応じて按分して計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ⑥ 第2項の諸費用に係る消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額は、諸費用支弁のときに、信託財産中から支弁します。

第43条（信託報酬の額および支弁の方法）

委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の150の率を乗じて得た金額とします。なお、委託者と

受託者との間の配分は、別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

第44条（収益の分配方式）

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

第45条（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

受託者は、収益分配金については、第40条に規定する各計算期間の最終日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下、同じ。）については、第46条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第48条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下、同じ。）については、第46条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

第46条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に

対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日（第 48 条第 5 項に規定する「一部解約請求受付日」をいいます。）から起算して、原則として、5 営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとしします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

第 47 条（収益分配金および償還金の時効）

受益者が、収益分配金については、第 46 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 46 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第 48 条（信託契約の一部解約）

受益者（委託者の指定する販売会社を含みます。以下、同じ。）は、自己に帰属する受益権について、委託者に対して 1 口単位または委託者の指定する販売会社が委託者の承認を得て定める一部解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社は、ニューヨークの休業日には、

一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

- ③ 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ④ 委託者は、第1項の規定により、一部解約の実行の請求を受付けたときは、1口単位をもってこの信託契約の一部を解約するものとします。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、委託者の指定する販売会社が当該請求を受付けた日（以下、当該請求を受付けた日を「一部解約請求受付日」といいます。）の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項の規定により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第5項の規定に準じて計算された価額とします。

第49条（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第50条（信託契約の解約）

委託者は、信託期間中において、信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項におい

て同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

第51条（信託契約に関する監督官庁の命令）

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第55条の規定にしたがいます。

第52条（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第55条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

第53条（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

第54条（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第55条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了

させます。

第 55 条（信託約款の変更等）

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下、同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

第 56 条（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

この信託は、受益者が第 48 条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 50 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

第 57 条（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

第 58 条（運用状況に係る情報の提供）

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

第 59 条（公告）

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.alliancebernstein.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

第 60 条（信託約款に関する疑義の取扱い）

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2026 年 1 月 30 日

委 託 者 アライアンス・バーンスタイン 株 式 会 社

受 託 者 三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社

付 表

1. 信託約款第 4 条第 1 項に規定する「別に定める信託」は、下記のとおりとします。
アライアンス・バーンスタイン・世界（除く米国）優良株投信（年 2 回決算型）

親 投 資 信 託

アライアンス・バーンスタイン・世界（除く米国）優良株
マザーファンド

信 託 約 款

アライアンス・バーンスタイン株式会社

運 用 の 基 本 方 針

信託約款第 16 条の規定に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米国を除く先進国の金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。

(2) 運用態度

- ① 主として米国を除く先進国（日本を含みます。）の金融商品取引所に上場されている株式に投資することにより、長期的な信託財産の成長を目指します。ただし、運用者が適切と判断する場合には、米国及び新興国上場の株式に投資する場合があります。
- ② ボトムアップによる綿密なリサーチに基づき、長期的な収益力を期待できる一方で、固有の要因により株価が割安と判断される優良企業の株式を発掘し、分散投資を行います。
- ③ 大型株から小型株まで幅広い規模の企業を投資対象とします。
- ④ 外貨建資産に対して、対円での為替ヘッジを原則として行いません。
- ⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ④ デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑤ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑥ 市場デリバティブ取引等、スワップ取引および店頭デリバティブ取引の運用指

図は、信託約款第 22 条から第 24 条に規定する範囲内で行います。

- ⑦ 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑧ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 分配方針

信託財産から生ずる利益は、期中には収益分配を行わず、信託終了時まで信託財産に留保します。留保益の運用については、特に制限を設けず「基本方針」および「運用方法」に基づき元本と同一の運用を行います。

親 投 資 信 託
アライアンス・バーンスタイン・世界（除く米国）優良株マザーファンド
信 託 約 款

第 1 条（信託の種類、委託者および受託者）

この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、アライアンス・バーンスタイン株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下、「信託法」といいます。）の適用を受けます。

第 2 条（信託事務の委託）

受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下、次項、第 15 条第 1 項、第 15 条第 2 項および第 31 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

- ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

第 3 条（信託の目的および金額）

委託者は、金 160,000,000 円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

第 4 条（信託金の限度額）

委託者は、金 1 兆円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行われたときは、受託者は、その引受けを証する書面を委託者に交付します。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

第 5 条（信託の期間）

この信託の期間は、信託契約締結日から第 44 条第 1 項および第 2 項、第 47 条第 1 項、第 48 条第 1 項および第 50 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

第 6 条（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

この信託に係る受益証券（第 11 条第 4 項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第 7 条、第 17 条第 2 項、第 44 条第 2 項および第 46 条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 2 項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行われます。

第 7 条（受益者）

この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするアライアンス・バーンスタイン株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

第 8 条（受益権の分割および再分割）

委託者は、第 3 条の規定による受益権については 160,000,000 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

第 9 条（追加信託金の計算方法）

追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下、「一部解約」といいます。）の処理を行う前の信託財産の資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 26 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額。）から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② 前項の場合において、信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下、同じ。）の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第 29 条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

第 10 条（信託日時の異なる受益権の内容）

この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

第 11 条（受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出）

委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発

行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
- ⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
- ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。
- ⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。
- ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。
- ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

第12条（受益証券の発行についての受託者の認証）

委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名押印することによって行います。

第13条（投資の対象とする資産の種類）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下、同じ。）
 - (1) 有価証券
 - (2) デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。）に係る権利
 - (3) 金銭債権
 - (4) 約束手形
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - (1) 為替手形

第 14 条（運用の指図範囲等）

委託者（第 17 条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、本条、第 15 条、第 16 条、第 18 条から第 26 条まで、第 29 条、第 31 条第 3 項第 3 号、第 34 条および第 35 条について同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下、同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものおよび第14号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- ④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（取引所金融商品市場または外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券および信託財産に既に組入れている株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなったもの（この信託約款において、「上場投資信託証券等」といいます。）を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

第15条（利害関係人等との取引等）

受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引そ

の他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。)および受託者の利害関係人、第 31 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 13 条、第 14 条第 1 項および第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条から第 26 条、第 29 条および第 34 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第 13 条、第 14 条第 1 項および第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条から第 26 条、第 29 条および第 34 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

第 16 条（運用の基本方針）

委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

第 17 条（運用指図の権限の委託）

委託者は、運用の指図に関する権限（国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。）を次の者に委託することがあります。ただし、委託者が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。

- 1. アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
アメリカ合衆国、テネシー州、ナッシュビル市
- 2. アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）、ロンドン
- 3. アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
オーストラリア連邦、シドニー
- 4. アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド
中華人民共和国、香港特別行政区

- ② 前項の規定により委託を受けた者が受ける報酬は、かかる者と委託者との間で別途

合意されるところにしたいが、当該信託財産の受益証券を投資対象とする信託財産の信託約款に定める報酬のうち、委託者が受ける報酬の中から支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生じせしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

第18条（投資する株式等の範囲）

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当てまたは社債権者割当てにより取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
- ③ この信託約款において、金融商品取引所とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。

第19条（同一銘柄の株式等への投資制限）

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに同一銘柄の新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の

10 を超えることとなる投資の指図をしません。

第 20 条（信用取引の指図・目的・範囲）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

第 21 条（選択権付取引の運用指図）

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、選択権付取引を行うことの指図をすることができます。

第 22 条（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

第 23 条（市場デリバティブ取引および外国市場デリバティブ取引の運用指図・目的・範囲）

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、市場デリバティブ取引および外国市場デリバティブ取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 委託者は、市場デリバティブ取引および外国市場デリバティブ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

第 24 条（店頭デリバティブ取引の運用指図・目的・範囲）

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、店頭デリバティブ取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 店頭デリバティブ取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- ③ 店頭デリバティブ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額または価格情報会社の提供する価額で評価するものとします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、委託者が、評価額の入手に十分な努力を行ったにもかかわらず当該店頭デリバティブ取引の評価額を入手できなかった場合、または入手した評価額が時価と認定できない事由を認めた場合は、委託者は忠実義務に基づき合理的と認める評価額により評価するものとします。
- ⑤ 委託者は、店頭デリバティブ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

第 25 条（有価証券貸付けの指図・目的・範囲）

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価金額の合計額の 50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けの指図にあたっては、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該信託期間内で全部の解約が可能なものに

については、この限りではありません。

- ④ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

第 26 条（有価証券の借入れ）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により前項の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図を行うものとします。
- ④ 第 1 項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

第 27 条（デリバティブ取引等に係る投資制限）

委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

第 28 条（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

第 29 条（外国為替予約の指図）

委託者は、信託財産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

第 30 条（信用リスク集中回避のための投資制限）

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

第 31 条（信託業務の委託等）

受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項

に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第 32 条（混蔵寄託）

金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

第 33 条（信託財産の登記等および記載等の留保等）

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法に

より分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

第 34 条（有価証券の売却および再投資の指図）

委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

- ② 委託者は、前項の規定による売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

第 35 条（損益の帰属）

委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

第 36 条（受託者による資金の立替え）

信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当てがある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

第 37 条（信託の計算期間）

この信託の計算期間は、毎年 6 月 21 日から 12 月 20 日までおよび 12 月 21 日から翌年 6 月 20 日までとすることを原則とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第 1 計算期間は、信託契約締結日から 2026 年 6 月 22 日までとし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

第 38 条（信託財産に関する報告等）

受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、

これを委託者に提出します。

- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

第 39 条（信託事務の諸費用）

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下、「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

第 40 条（信託報酬）

委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

第 41 条（利益の留保）

信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

第 42 条（追加信託金および一部解約金の計理処理）

追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

第 43 条（信託契約の一部解約）

委託者は、受益者の請求があつた場合には、この信託契約の一部を解約します。

- ② 一部解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の純資産総額を一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。

第 44 条（信託契約の解約）

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより信託財産の純資産総額が 30 億円を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届

出ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

第45条（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下、同じ。）の全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

第46条（償還金の支払いの時期）

委託者は、受託者から償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に支払います。

第47条（信託契約に関する監督官庁の命令）

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第

51 条の規定にしたがいます。

第 48 条（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第 51 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

第 49 条（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

第 50 条（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 51 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

第 51 条（信託約款の変更等）

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下、同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議

の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあって、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

第52条（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

この信託は、受益者が第43条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第44条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

第53条（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付）

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

第54条（運用状況に係る情報）

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

第55条（公告）

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.alliancebernstein.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

第 56 条（信託約款に関する疑義の取扱い）

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2026 年 1 月 30 日

委 託 者 アライアンス・バーンスタイン 株 式 会 社

受 託 者 三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社